

森林犯罪告発人制度管見 (三・完)

—— 領邦国家と農村共同体 ——

若曾根 健 治

- 一 問題の提起及び若干の予備的考察
- 二 「仲間警察」と森林犯罪告発人 (以上、二十九号)
- 三 「領邦警察」と森林犯罪告発人
 - 第一 一五〇二年森林令とその周辺 (以上、一二六号)
 - 第二 森林犯罪告発人の設置をめぐる (以下、本号)
- 四 むすびに代えて

三（承前）

第二 森林犯罪告発人の設置をめぐる

四　そこで、森林犯罪告発人設置の問題に移ろう。森林犯罪告発人が設けられることにたいし、農民団体はどのように反応したであろうか。この問いに答えるのに役立つ当面格好の文書は、森林巡視委員の報告書である。というわけは、この報告書からは、農民団体と、巡視委員ひいては森林官、領邦政府とがじかに接触した、この接触のありようの一端がわかる。接触のありようから、農民団体の実際の反応を多少ともうかがいうるからである。この意味で、巡視委員の報告書は、森林令・訓令からではえ難い状況——森林利用とその規律とをめぐる、より現実的な状況——を、われわれに知らせてくれる。なお、古代以降の日本森林史を考察するコンラッド・タットマンによれば、十七世紀末期、幕府・御林奉行（四名）——これは、勘定奉行の支配に服した——は、「問題となっている地域へ短期的に」森林巡回官（「山番、山守、山廻り」）を派遣した。また同時代（一六九八年）、幕府は、天城山の幕府御林に隣接する五四の村々にたいし、各村から「御林守」四人を選出し森林を見回るよう命じた。これらは、十七世紀末期が日本森林史のひとつの大きな節目となったことからきている。すなわち、この時代日本では「まとまった原生林は見られなくなり、森林利用をめぐる争いは各地で慢性化⁽⁴⁾」た。日本において「人びとはどのようにしてヒト中心の森林生産に関心を寄せ」、これによって十八〜十九世紀に森林を荒廃させず、むしろ育む

ことができたのはなぜなのかを問うタットマンの研究は、本稿の考察にとっても裨益するところが少なくない。

森林巡視は一五〇二年四月二十四日森林令収載の訓令において共同地森林官の仕事の一つに真つ先にあげられていた。レーオポルド・フックスマークは年一度春にイン河全流域および支流のヴィップタールの「朕の森林を („in unser wald und höltzer“)、かつ森林所在地の「すべての部落を巡回す („in alle oblat reyten“)」べし、と。騎馬であり、しかも二名の森林役人をもなつて。一人はハル製塩所の役人の中から、もう一人はシュワーツ鉱業所の宣誓人の中から選ばれた人物である。彼ら三名は、「騎馬巡回官 („verordenten umbreyter“)」と呼ばれた。巡視先でラント裁判官の臨席をえて裁判民を集め最初におこなうのは、なんであろうか。本訓令によれば、一五〇二年の森林法令を読み聞かせることである。また本法令を遵守するよう、そして本法令に疑義あるときは「(森林法令の内容に) 精通する者 („wissend“)」(おそらく巡視森林官が念頭におかれている) の指示にしたがうよう裁判民に説示することである。⁽⁸⁾ 巡視先で続いて実施されることで本訓令があげているものについては、後述でおおいふれるであろう。

さて、森林巡視の実際について、また巡視後の巡視委員の報告について筆者がさしあたってみることでできる公刊史料としては、下記のものがある。(イ)「ハル」製塩所に所属する森林の巡視「一四」五九年 („Beschaw der holzwerch zum ampt ins phannhaws gehörende anno LVIII.“)と題する記録⁽⁹⁾がそのひとつ。カール(ロ)インスブルック西方、上部イン河プアッフェンフォーフェン(Pfaffenhofen)における巡視委員の報告(一五一一年)⁽¹⁰⁾がある。また(ハ)ハル市東方、下部イン河流域のミルス(Mils)・バウムキルヘン(Baumkirchen)・フリッツェンス(Fritzens)について巡視委員の報告(一五二一年―一五二四年)⁽¹¹⁾である。さらに(ニ)インスブルック西方、上部イン河流域のゲッツェンス(Götzens)・ビルギッツ(Birgitz)・アクザムス(Axams)・インツィン

グ (Inzing)、フラウルリング (Frauring)、プアツフェンフォーフェン、テルルス (Telfs)、リーツ (Rietz)、ジルト (Sitz) をめぐる巡視委員の報告 (一五一五年ころ)⁽¹³⁾。これらのうち十六世紀初葉 (ロ) (ハ) (ニ) の巡視は、一五二一年から一五二六年にかけて毎年巡視が実施されたなかの一事例であった。以上の他に最後に、(ホ) 一五〇四年ヴィップタール河畔シュタイナツハ (Steinach) 村において実施された共同地森林にたいする巡視について、領邦政府に提出された報告書がある。これはティロール・ラント文書館 (Tiroler Landesarchiv, Innsbruck) 所蔵の未刊行史料であり、本稿では本報告書の一節が問題となる⁽¹⁴⁾。この一節については、すでにヘルマン・ヴォツフナーが著書の脚注で一部分引用していたが、筆者は一節全体を同文書館において確認した⁽¹⁵⁾。本稿本節の問題にとつてとりわけ看過できぬ史料とおもわれたからである。

この場では、各々の巡視活動を個別にとりあげそのありようを述べるといふことはしない⁽¹⁶⁾。本節の問題に必要なかぎりでもみていきたい。ただ右のうち、(イ) 一四五九年の巡視については多少とりあげよう。本巡視について記された報告書は、ティロールにおける森林巡視の報告書としては最古のものといわれている。そもそも森林巡視という領邦政府の行動の契機、発端がなんであったのか——この点をわずかではあれ知ることができるとし、また巡視に関わった委員の顔触れなどが瞥見できるからである。なお、本稿では、地名の表記は、現在の地図における表記によつた。

以下で一四五九年の巡視 (「イ」) の中身をみていくが、その前に、本巡視を記録する文書についてひとこと述べておきたい。現在ティロール・ラント文書館 (Tiroler Landesarchiv Innsbruck [一九七〇年以前は Landesregierungssarchiv Innsbruck と呼ばれ、⁽¹⁷⁾の前者の前身は Innsbrucker Statthaltereiarhiv⁽¹⁸⁾]) が所蔵する筆写本三二七六 (Codex 3176) 中に『イン溪谷ハル製塩所官簿 („Liber officii saline Hallis vallis

Emi』と題する記録があり、そのなか (p.57-66) に上記のように次の表題をもつ文書がみえる。「ハル製塩所
 属林の巡視——「一四」五九年 („Beschaw der holzwerch zum ampt ins phannhaws gehörende anno
 LVIII.“)と。上述一四五九年の森林巡視とは本文書に記されていた巡視を指す。同時に本文書は、巡視報告書と
 なっている。さいわいなことに、この全文はユリウス・トゥルブリックが論文の巻末史料編に掲載してくれている。
 彼によると、上記『イン溪谷ハル製塩所官簿』(これは、別名„Haller Amtsbuch“あるが、Haller Freiheitensbuch“
 とも呼ばれた)は一四七五年前後に筆写され、これによって二写本が作成された。『官簿』原本は少なくとも一八
 〇九年までは現存していたという。彼が論文巻末で印刷に付したのは、右記写本に収められていたものであった。
 以下で本稿が史料として用いるのは、これである。

さて、ティロール領邦政府委員によって一四五九年の盛夏に実施された森林巡視(開始は報告書テキストに八月
 二〇日とみえる)の報告書は既述のように、少なくとも文書として遺っているものとしては森林巡視の最も古い記
 録とされる⁽⁸⁾。このときの巡視地は多方面にわたるが、全体としていえば、イムスト(Imst)以西の上部イン河地
 域 („Im Yntal“、およびこの上流エンガディーン溪谷地帯 („Im Engedien“) の各森林が対象になっていた。巡
 視行動先の皮切りは、上部イン河 („Im Yntal“) イムスト流域一地区アルツル(Arzt)であり、続いてザウルス
 の森 („ain wald Sawrs“)である。シュタルケンバッハ(Starkenbach)の森も巡視地となった。以後巡視は、
 イムスト以西ランデック(Landeck)から、上部イン河支流シュタムツァー溪谷(Stanzertal)およびパッツナウ
 ン溪谷(Patznauntal)に移り、さらにイン河最上流エンガディーン(Engadin)溪谷とサムナウン(Samnaun)
 地域とに及んだ。その後巡視官一行は、上部イン河ナウターズ(Nauders)を経てプンス(Pfunds)へと戻り、
 次にいでイン河右岸支流諸溪谷たるカウナー溪谷(Kaunertal)、ピッツ溪谷(Pitztal)、エッツ溪谷(Ötztal)など

にわたった。報告書には、巡回地名が個々の土地の名で頻繁に挙げられているが、筆者現有の地図では確認できぬ地名が少なくないため、以上のように大筋の巡回地域名を記すのみに止めたい。いずれにせよ、このたびの巡視は、そうとうに広い地域の森林に行き及んでいたことだけは、確認できる。

巡視が広域に及んでいたということで、もっと注目すべきは、次の点であろう。十三世紀中葉に至るまでは、ハル製塩所に必要な用材の取得は、製塩所近隣（下部イン河）における、製塩所所属の樹木林（官有林）における伐採に頼っていた。しかし、十三世紀後期において、製塩業の進展によって製塩業が必要とする各種用材の必要に迫られてきた。そのため、以後領邦君主は、ひろく上部イン河流域の森林（共同地森林）をも、製塩所用材の供給用の森林に指定する方針を採るに至ったのである。⁽⁸⁾一四五九年の盛夏、巡視対象の森林が広域にわたっていた（上記）ことは、製塩所における用材需要が将来増大するであろう、と予測されたからである。巡視予定の森林が指定された後、上部イン河流域森林の実情について調査がおこなわれたものとおもわれる。この調査を受けて、巡視が実施されることになった。

そこで、一四五九年の森林巡視の契機になった事情を報告書からうかがうに、ほぼ次のようである。ハル製塩所にこれまで供せられてきたイン河——しかも、製塩所が所在する下部イン河ではなく、上部イン河——流域の森林において著しい加害と損失（„grass merchlich angriff und schaden“）が生じており、これを放置しておけば近き将来製塩所用材が欠乏する（„das mangl an holz zu künftigen zeiten“）おそれが出てくる——このことが領邦君主ジグスマント公に報えられ、これを受け大公は、巡視をおこなわせるため委員を任命した。委員は上記の加害と損失の現実の状況を視察し、視察結果を文書でもって（„in geschrift“）大公に報告すべく命じられた。大公に報えられた情報によれば、森林の加害と損失は、諸種の事由に由来していた。いわく、森林延焼（„drennen“）・

めぐって訊問がなされた。これに、住民は裁判官を通して、答えた。裁判官が述べたところを、委員は報告書に次のようにしたためていた。「彼ら（農民団体）は、それによつて、なにか悪いことをしたつもりはない（„das sie damit nicht verhandelt haben“）、と主張する。したがつて、これによつて彼らに刑罰が科せられるということがないよう、望むものである。ただ——と、裁判官は言葉を添えていた——「もし、それによつて、彼らがなんらかの不法をおかしたのであれば、彼らには、君主から恩赦が与えられるのが、望まれる。」⁽⁸⁵⁾土地の農民からみれば、ほんらい、売買のための木材伐採といえども、自家用の範疇に入つており、法に反するとか、刑罰に値するとかといった行為ではなかつた！」⁽⁸⁶⁾

木材の売買問題は、一四五九年の報告書では、じつさいは分からないがテキストのうへでははっきりとは出てきていない。伐採による森林損失については、数多くの記述がみられる。一例として、シュタルケンバッハの森（上記）には成木良林が繁り生育しているが、しかし近隣ツァムズの農民やその他の者ら（„die pawrn von Zambs und andern“）がそれを伐採し、これによつて森に著しい損害を及ぼし（„grossen schaden tun mit holzmayssen“）、しかも伐採樹木の一部を搬出して（„des ain tayll hinfurn“）いる⁽⁸⁷⁾とある。こゝに知られる「搬出」が、伐採樹木を売買に供するための移送の行為までも含んでいるのかどうかは、不明である。

さて、森林巡視のために任命された政府委員の名前は、原文で示せばこうみえる。„Chunradn Vintler rat und phleger auf Tawr, Steffan Harder vorstmayster, Hansen Kastner salzmayr, Hansen Ditrich von Kunigshofen verweser des hallschreiber ampts, Micheln Awer und Uleirich Geitlenhofer, baide gesworn des ambs ze Hall im phannhaus seiner furstlichen gnaden“と。全六名である。巡視委員は、ハルの製塩所関係者が中心となつている。二名の製塩所宣誓人、さらに製塩所長官と製塩所書記代理とがいた。製塩所長官は

製塩所の主として財政業務を担当し、下級裁判権を与えられていた。⁽¹⁸⁾ 他には、インスブルック東方、タウル (Thaur) 裁判区 (ハル製塩所は同裁判区内にあった) の裁判官と、ティロール伯領の森林長官 („Vorstmayster“) が加わっていた。さらに、随行者として次の者がいた。„Sebastian Krippen, Hansen Sigwein und Jacobn Fuger, Hansen Fuger des eltern sun.“の三人である。ここに挙がっているクリップ (Kripp) 家、シグヴァイン (Sigwein) 家およびフューガー (Fuger) 家は、ハル市の有力市民であり「企業家」とみられている。⁽¹⁹⁾ 彼らは当時、ハル製塩所が必要とする樹木を伐採し、これを製塩所にまで運び込む——筏を組んで搬送する——権利を、領邦君主 (ジギスマント大公) から与えられていた。この度の森林巡視において、三人は、製塩所の用材として相応しい樹木の候補を森林中から選定し、巡視委員にこれを告知する仕事に就いていた。

「企業家」ということでは、フッガー家もティロールの鉱山業に関係していることは、よく知られている。⁽²⁰⁾ 個々の巡視結果についてこの場ではいちいち言及することはせぬが、ただそのごく一例としては上述シユタルケンバッハの森林への巡視があげられる。ツァムズの農民らが樹木伐採によって著しい損害を与えていることが巡視から分かった。他の一例によれば、上部イン河支流シユタンツァー溪谷 (上記) における巡視の結果、その一つとして巡視委員に次のことが分かった („da haben wir gesehen“)。本溪谷には、若木美林があまり生育しているが「しかしそこには、荒廃と損害とが著しく進んでいる („Abers solicher grosser wüest und schad ist beschehen“)。」というわけは、毎年若木林に農民団体が入り込み、森林焼却、森林開墾に及んでいるからである。それは、木炭を作るため („zu chohn“) であり、牧草地を取得する („zu mädern“) ためである。また「既述のモスヴァルト („Mosswald“) なる森林地においては、(森林が伐採された後当該の土地に) 干し草用の納屋 („stadi zu hew“) が建てられ、これは三三棟以上を数えている。「そのほかに、農民団体は、自家用に、木材や、家畜放

牧のための採草地を必要としている („wie wol dye nachpawrn sünst nach notdurft holz wunn und waid haben“) ため、これによる森林荒廃と森林損害とが生じている。こうした点が、森林巡視によって明らかになったというわけである。

ここで、カール・ハーゼル(既述)がこの一四五九年の巡視に注目し、こう指摘していたのを紹介しておこう。本巡視においては、「若木、伐採の機が熟した樹木、老木というように樹木が三通りに区分された。また、簡単ではあるが、樹木の成長量について評価が実施され、さらに、それぞれの巡視地区について、伐採樹木を運び出すのに可能な方法について申告がなされていた。」⁽¹¹⁾ ハーゼルによれば、そもそも高木林における持続的な森林利用は難しい問題を孕んでいた。にもかかわらず、持続的森林利用の点で第一歩が踏み出されたのは、製塩所や鉱山業が所在した諸地域であった。この方面の最初で著名な事例として、ハーゼルは、ティロールにおける本巡視に注目したのであった。「製塩業、採鉱業、精錬業そして製鉄業は、樹木を食う産業として歴史に登場してきている」と述べて、ハーゼルが、この一例に、ティロール・ハル製塩所を挙げたのは、その趣旨による。十五世紀、領邦君主が土地領主の私有森林および共同体の森林に手をつける契機となったのは、同製塩所に用材を供給することであった。森林は、鉱山業に必要な木材を立てねばならなかった、と。⁽¹²⁾ この点で、ブリックレがこう述べるのも、同様の趣旨である。森林利用権が制限を受けるのには、ティロールの農民は訴えを提起し続けた。その理由は、採鉱と、木炭を用いた銅・銀の精錬とに、巨多の木材を必要としたこと⁽¹³⁾ であつた、と。ドイツ商業資本が鉱山業に「侵入」を企てるのは十五世紀中葉に遡るといわれるのも、一例として、このような事情を背景にしていた。

以上のように、ティロールにおける森林巡視の契機・発端は、概ね製塩業・鉱山業のための用材を確保するといふこと⁽¹⁴⁾ であつた。したがつて、巡視の委員の顔ぶれ——上記のように、ハルの製塩所関係者が中心となつてい

もまた、この点に関係していたのである。

五 巡視の一例——とりわけ、記録に遺る最初の、一四五九年の巡視——についてはここまで止めて、次に、森林犯罪告発をめぐる若干実務的な問題に入ろう。とはいっても、解明するまでにはなかなかいかぬが。第一に(a)、告発人の人選をめぐる問題である。農民団体が告発人を選出、任命するさいは格別、裁判官が、事情によっては森林官が告発人を選出、任命する(後述)ときその人選はどのようにおこなわれるのであろうか。この点はほとんど明らかでない。不明という点でいえば、告発人に支払われる報酬についてもそうだ。ただ、選出、任命問題については、こうはいえないか。農民団体側がその候補者を提示し、裁判官・森林官はこの提示に添い当該の者を告発人に任じたことである。この場合農民団体が提示する候補者とは、おそらく通例は、現に「野番」の役にある者、あるいはかつてその役にあつた者ではないだろうか。もちろん、新顔の者が候補に挙げられることがあつたのは、否定できない。しかし、通例はそうした現役あるいは往昔の野番役、あるいはこれに類した役職の者が候補となるのが、現実的な事態であろう。そうすると、彼に支払われる報酬についても、少なくとも一部分は当該農民団体が負担するということになるのではないか。¹³⁾

選出、任命について以上のように考えることができるとなると、問題は実務上の点に止まらず、告発人の設置をめぐるもつと根本的な問題に繋がってくる。すなわち、このような方法で告発人に採用された者が森林犯罪の告発にあつて「嫉みと憎しみ」(後述)による行動を取るとか、あるいは、森林犯罪の「見逃し・聞き逃し」など(後述)の隠匿行為に走るとか、こうしたことが生じぬであろうか、ということである。これに関係して、いささか唐突ではあるが、現代のタイ、プレットナイ村の「森林監視員」の(国の森林局による)雇用について、次のこ

とが指摘されているのを紹介しておきたい。「中には、地元の人が森林監視員として雇用される場合がある。そして、一旦森林監視員になると彼らの態度は変わってしまうという。スラボン氏「NGOタイ野生生物基金事務局長」は、森林監視員となった村人が、同じ村人に対して罰金を要求するというケースを数多く見てきたそうだ。」⁽¹⁶⁾ 中には、カネが絡んでいるようである。森林監視員は「村人が保護地域の「森林の」中で林産物を採るのを見つけると、すぐに罰金を支払うよう要求する。」しかも「それは正規の罰金ではなく、彼らのポケットに入れるため」という。ともあれ、われわれの問題にとっても、無縁な問題ではないであろう。

第二は(b)、森林犯罪告発実施の問題である。告発はどのように実行されたのであろうか。また告発はどんな内容のものであったのか。これらについてもよく分からない。ただ、森林巡視における告発実務の一端は知ることができる。それは、上記(ロ)上部イン河プアツフェンフォーフェン(Platfenhofen)における巡視報告書(一五一年)からである。これによれば、森林巡視が終了した段階で、集会が開催された。そこに出席したのは、二名の巡視委員リントエーブナーとツーベルル、共同地森林官(„waldmeister“)のハインリヒ・ヴウエスト、およびプアツフェンフォーフェン農民団体であり、さらに告発人とラント裁判官であった。集会の冒頭で巡視委員は、訓令を朗読した。おそらく自己に宛てられて持参していた、領邦政府からの訓令であろう。朗読の目的は、とくに農民団体に、告発人に向けて、森林巡視、森林犯罪の告発につき注意を喚起することにあつたのであろう。この訓令朗読の後に、告発人(„ruegere“)のペーター・ラングと、オスワルド・ボッシユとにたいし巡視委員によって、質問が発せられた。森林犯罪容疑によって告発されるに値する者は居るかどうかを、申告するように、と。一五〇二年四月二十四日森林令収載の森林法令第一条には、既述の通り、農民団体は「二人を告発人に決定し、選出する〔べし〕」と定められていた。このように、二人という告発人の数は、森林法令の定め通り遵守されていたことが、

以上から分かる。

こうして、申告を求められてこれに応えた上記兩名の告発人の申告、すなわち告発内容が以下のように、報告書に記されていくことになる。ただし、告発人の、この告発内容については、ここではごく一部の紹介に止めたい。

いわく、ハンス・ヨプストなる者は若木 („news holz“) を三四本伐採し、ザイツなる者は、同じく二九本を伐つたと。これによれば、若木の伐採は森林犯罪にあたっていたことが分かる。そして注目すべきことに、続けて次のような、告発の申告がなされた。「ある一人の告発人みずからが、若木十六本を伐採した。それは、ペーター・ラングであった („Der ain rueger selbs hat geslagen Peter lang news 16 Stam“) 」。告発人が同僚告発人を告発した、ということになろう。告発人みずからが、あるいは告発人ですらも不法な伐採に及んでいたことから分かるように、森林犯罪はだれでもが——役職にあらうと、なかろうと——おこないうる、日常茶飯事の出来事であったといえよう。このところが、「森林犯罪の特殊性」(後述)をめぐる問題に繋がってくる。わが国では十七世紀、「山守」の下役として御巢鷹山の「山廻」(つまり取締)にあたった「御鷹見」役じしんが、御巢鷹山における伐採行為(山稼)を名主によって告発されている。一六五四(承応三)年の例である。

ところで、第三に(c)、告発は、このような集会において初めて起きたのであろうか。そうではあるまい。告発人は森林犯罪を発見したとき、あるいはそのウワサを耳にしたとき、その段階で被疑者を告発した。誰に告発したのか。裁判官に、であろう。このことは、プアツフェンフォーフェンにおける巡視の報告書にこうあるところから、推測できる。ウルリヒ・ラング、オスワルド・ボツシュの両告発人 („die rueger“) は、シヨイルルなる者 („der schewrl“) が六本の樹木を伐採した、と告発した、と。ここには、ウルリヒ・ラングなる新たな告発人の名があがっている。ウルリヒ・ラング、オスワルド・ボツシュの両告発人は、先述で名を挙げられていた告発人ペー

ター・ラング、オスワルド・ボッシュとどんな関係にあるのか、事情は分明ではない。このウルリヒ・ラングと、先のペーター・ラングとの関係も同様である。親族関係にあったのであろうか。ともあれ、さらに告発は、こう続く。ウルリヒ・ラングは前年二七本の樹木を伐った、と。ここには、先述の告発人ペーター・ラングの場合と同様の事態——告発人の役にある者すら森林犯罪に及んでいた——が起きていたようである。ただ、この前年の段階では、ウルリヒ・ラングは未だ告発人の職務に就いていなかったのかも知れないが。

いささか横道に逸れたが、ここでの問題は、報告書がついで、禁制林（„Panwald“）以外の森林では皆伐が起きていた、と記した後で、こう述べるところにある。「このようなことがどうして生じたのかについては、裁判官が記録に留めている（„wie das beschehen ist hat der richter allezt In geschrift“）」と。これによれば、裁判官は、告発人がおこなう告発の行為そのもの、本告発に至った事情、どういった告発なのか当該告発の内容とどのような諸種の事項を、告発が起きたつど帳面に記録していた模様である。集会では、この記録に添って、告発人が改めて、当該告発内容を口頭で繰り返し、申告に及んだものとおもわれる。むろん、帳面に記録された以後に生じた森林犯罪については、集会で初めてそれが申告されることになったであろうが。

では、森林犯罪告発をめぐる実務的な問題の最後として第四に（d）に、集会において、改めてであれ、初発であれ、告発を被った者については、以後の手続きはどのようなことになるのであろうか。この点も一般的にはなかなか答えられない。ただ、右述ブアッフエンフォーフェンにおける巡視の報告書（二五一年）によれば、被告発者は、裁判官と示談によって事を解決する（„mit dem richter abchumen“）——「今から謝肉祭までの間に（„zwischen yetz vnd vass nacht“）」とどうなる。示談の交渉を通して、被告発者は、当該森林犯罪にたいし科せられるべきものと定められている罰金を支払うことに、同意するかどうかを決断する。決断しえ

ぬとき、つまり示談が整わぬときは、森林官は被告発者にたいし、告訴を提起する („beklagen“) ことになる。じつは裁判官のこの行動は、森林官宛の訓令(一五〇二年四月二十四日)に従った („Inhalt der Instruktion vnd bevelch“) 行動にほかならないのである。森林犯罪事件は、先ずは示談もしくは和解によって決着をつける („guetlich vertragen“) べし、然らざるときは、ハル製塩所に設けられたる裁判所の判決によるべし、というのは、一五〇二年森林令をまつまでもなく、すでに一四九二年森林令が定めるところ⁶⁰⁾であった。それは、森林犯罪にたいする手続きをめぐる、ティロール領邦国家の基本原則を意味していた。

六 さて、本節本来の問題からみてとくに注目すべき森林巡視の一つは、上記(ハ)ハル市東方、下部イン河流域のミルス、バウムキルヘン等について一五一〇年代前半時代(一五一一年ないし一五一四年)に君主の命令を受けて実施されたもの。本巡視の報告書によれば、ハル市西方イン河畔のバウムキルヘン他の諸村落は森林官ハインリヒ・ヴェエストにたいし、かねてより森林利用をめぐって苦情 („beswörungen der holtzbesuech halben“) を申し立てていた。そこで、森林巡視が挙行され巡視委員ルートヴィヒ・ライノルト博士(皇帝顧問官)ら巡回委員は、当該村民から事情を聴取した。村民が申し立てた苦情は大きく二つあり、いずれも「最近時の森林令に定められていた („die iungst aufgericht holtzordnung inhalt“) こと」に関わるものであった。では、それらはどんな苦情であったのか。報告書を読んでみよう――

(i) 自家用の伐採であれ、売買のための伐採であれ、君主によって任命された森林官・森林役人・森林巡回官の許可をえることなくしては、土地土地において、森林の伐採がなしえぬ („das sy der endden weder zu haushöblichen notdurften noch falin kauf an wissen und erlaubnus des waldmaisters vorstknechten

und annder überreiter, daher verordent, kain holz slagen“) にとたいする苦情であり、(ii) 各村において二人の森林犯罪告発人を設けねばならぬ („deshaben in yedem oblay zwen rieger gesetzet werden sullen“) ことになたいする苦情である。これら (i) (ii) のいずれもが「全くもつて煩わしく、我慢のならぬ („gantzt beswärliehen und nit leidentlich“) ものなり」と村民は申し立てたのである。

これらのうち、本節の問題にとつとつとくに重要なのは後者 (ii) の点であり、これは後述する通りである。その前に、前者 (i) についてふれておきたい。農民団体は、どんな理由から („aus ursachen“) 当該苦情を申し立てていたのであろうか。こうである——農民団体は、森林利用の権利を「父祖より受け継いできて („von iren eltern erërbt“) おり、一家 (前世代) から一家 (次世代) へと相続してきている。」森林は「従来から平穩に利用し保有して („bisher in betuebigger nutz und gewer ymgehabt“) きた。自家自給用であれ、(貨幣収入をえるための) 売却用であれ、森林利用については「領邦君主といえども、また他のなんびとといえども、彼ら「農民団体」にたいし、いかなる損害・侵害・妨害をも加えるがごとき」とは、してこなかった („darynnen innen durch kain lannsfurstn auch sonst nyemands gar kain irrung, einträg noch verhinndernusse nye beschehen“) 』と。この中には、農民団体および団体が支配する森林 (markgenossenschaftliche Forste) において彼らがつ利用権は「父祖より受け継いで」「平穩に利用」することで生まれた慣習上の権利^(註)であったことが主張されている。農民団体内部において森林利用の規制はもちろん存した。これにたいし、農民団体の外部からの、領邦君主等の勢力に由来する規制は、これまで彼らが経験してこなかった事態であった、ということである。このように新しく生じてきている事態によれば、農民団体の元来の森林利用権は、今後は領邦君主の森林官による利用許可権に左右される。この意味では、他人の物にたいする権利——しかも、その一つたる「役権 (Servituten an

fremder Sache)] —— の地位に陥る⁽⁸³⁾。農民団体が支配していた森林が他人の物へと変化する背後に働いていたのは、国王のレガリア (regalis, iura regalia) を引き継ぎ、しかも王権の犠牲のうえに、それを現実的に行使する領邦君主のレガリアであったのは、周知の通りである。

農民団体の森林にたいする権利の変化——慣行上の支配に基づいた利用権から、他人の物にたいする役権へ、との——をめぐる問題はここまでに止めておきたい。ただひとこと——村民にとって関心の的であったのは、森林利益のための権利が役権であるうがなかるうが、森林が現実には、しかもできうるならばこれまで通りに利用できるかどうかという〈利用権〉の問題にあった。言い換えれば、森林の利用が果たして全うできるか否かが問題であった⁽⁸⁴⁾。

ここで、上記の問題に関わるが、現代フィリピン、マラヤグの村における森林管理について指摘されているところを、紹介したい。本村において森を管理するのは協同組合である。同村では畑が山の中まで広がり、畑の周りに森がある。畑は個人のものであり、したがって森も同断。「あそこの畑と森は、誰々さん家のもの」という。これが「村のルール」であった。他方、山の土地と森は法律上国のもの(「国の制度」)であり(この点は村人も承知はしている)、協同組合が森林管理契約を結んでいるのは、国とである。このように「村のルール」と「国の制度」とは合致していない。折り合いをつけねばならぬ。そこで協同組合の事務局長(経験豊富な林業技術者である)らが考えついたのは、「村のルール」を優先させることだった。ただし、森を伐り開いて畑にすることは違法であるという「国の制度」は踏襲することにした。「こうして、現在村人すなわち畑の持ち主は自家用に森から従来通り木材を伐りだすなど森林を利用する。村人から「森の番人」とみなされるようになった協同組合——組合には、違法伐採を取り締まる権限があった——はどうかといえ、木材を伐採して現金収入をえたときには、森の持ち主とのあいだでこれを分ける。以上の結果、森を開墾し畑を作る者はいなくなつたといふ⁽⁸⁵⁾。

右記フィリピン、マラヤグの村における事情から、十六世紀初葉ティロールをみると、慣行上の支配に基づいた利用権というのは「村のルール」にあたり、他人の物にたいする役権とは「国の制度」を意味することになる。マラヤグ村では、協同組合の尽力によって「村のルール」と「国の制度」とのあいだに折り合いがつけられた。この点、ティロールではどうであったのだろうか。上述、一五一〇年代前半時代（一五一一年ないし一五一四年）ハル市東方のミルス、バウムキルヘン等についておこなわれた森林巡視の事例に知られる、農民団体の主張の激しさをみると状況にはなかなか厳しいものがある。決着は必ずしも容易ではない。「折り合い」をつけるその方法には、いろいろな段階、形態がある。ここでは、これ以上立ち入る余裕はないが、ただ、森林犯罪告発人の選出のありようもそういった段階、形態の一つに数えてよいのではないか。その選出は、はじめから〈お上〉（司直）によってなされる、というのではなかった。第一義的には、農民団体側の仕事——好むと、好まざるとにかかわらず——として規定された。一五〇二年森林法令にそう定めることよって、少なくとも〈お上〉側は、ある意味で農民側と「折り合い」をつけようとしたと、とれよう。¹⁸⁾

さて、上記巡視報告書（一五一一年ないし一五二四年）に述べられていた農民団体の苦情のうち、後者（ii）の、各村において二人の森林犯罪告発人を設けねばならない、との苦情に移ろう。じつは、残念ながら、本巡視報告書では本苦情については、これ以上に立ち入っては述べられていない。ただ、報告書末尾辺りに、巡視委員によってごく簡単に、あるいはさりげない風にこうふれられている程度である——「彼ら〔農民〕は、森林官が、毎年共同地森林の巡回のさいに、しかるべく彼ら農民の中から告発人を決定するのを、容認せんとしているようだ」と。¹⁹⁾この言葉をどのように理解すればよいのかは、難しいところだが、ほぼこうではないだろうか。森林官が告発人を決定するのを、農民は甘んじて受けているようだ、ということである。農民団体じしんが告発人を選出せぬときは、

裁判官が代わって選出するよう一五〇二年森林法令は求めていた。こうした方法による他に、右記によれば、森林官——おそらく巡視中の森林官——が告発人を任命することがあったようであり、しかも、これを農民団体が甘受していたようである。

上述のように、「全くもって煩わしく、我慢のならぬ」ものなり、と報告書に記されていたわりには、農民団体の応答は、巡視委員の目からみて穏やかなようにみえる。そうすると、「全くもって煩わしく、我慢のならぬ」ものであったのは、むしろ、森林の伐採が従来とは違って森林官吏の許可を要した点——前者（i）——に、言い換えれば、農民の、慣行上の支配に基づいた森林利用権が蔑なみされていることに、関係しているのかも知れない。他方「全くもって煩わしく、我慢のならぬ」のは、農民団体が告発人を選出しなければならぬこと——これによって、種々の利害関係が生じてくるのを、農民は覚悟せねばならぬ——である。森林官が選出にあたるのであれば、それはそれでよい、ということなのかも知れぬ。

いずれにせよ、森林官が告発人を任命するのにたいし農民団体が応答するその応答ぶりには、緊迫感があまり感じられない。この点からいって、巡視報告書が「彼ら〔農民〕は、森林官が、毎年共同地森林の巡回のさいに、しかるべく彼ら農民の中から告発人を決定するのを、容認せん」と記すに至った事情については、次のようには考えられないであろうか。ライノルト博士ら巡視委員は、農民団体が訴え出たところを聴き、あるいは、とくに告発人の選任問題について訊ねたときに農民団体が答えたところを、聴取した。これらを聴き取って、森林官による告発人の任命については、右記のような——緊迫感がさほど感じられないという——感触をえた。そしてこの感触を、巡視委員は、右述のように、「彼ら〔農民〕は、森林官が毎年共同地森林の巡回のさいに、しかるべく彼ら農民の中から告発人を決定するのを、容認せん」としているようだ」といった表現でもって報告書にした

ためた、ということである。

ということ、告発人の任命をめぐる巡視委員の上記報告は、農民団体が委員にじかにそうした発言をおこなったのを、そのまま書き記したのではない、ということであろう。上述したように、委員の感触が基になっているからである。あくまでも、委員の眼を経た発言である。換言すれば、巡視委員の、領邦政府向けの報告であり、領邦政府に宛てた委員の意見である、といえなくもない。この関連で一言すれば、本報告書の末尾には *„gehorsam undertanig Hanssen Zott der elder, Hainrich Wuestt und Oswald Anner“* の三名が掲げられている。本報告書をしたためた者ら、と見受けられる。これらのうち、本森林巡回に現に従事していた者は *„Oswald Anner“* ただ一人である。*„Hainrich Wuestt“* は当時苦情を申し立てられていた問題の森林官であったが巡回には加わってはいない。となると、推測するに、本報告書については、その *„Oswald Anner“* が先ず草稿を作成し、農民による苦情の経緯等の事情を比較的よく知っていた *„Hainrich Wuestt“* (ハインリヒ・ウウエスト) と、他に一名とが手を加えて成ったもの、とはいえないであろうか。そういったことになる、告発人の任命をめぐる巡視委員の上記報告には、多少の、政府向けのレトリック(なお、参考までに『論語』述而第七の「述而不作」「述べて作らず」をもじつていえば「作ル」といったこと)が混じつていよう。

いずれにせよ、ここで注目するのは、次の点である。一五〇二年森林令収載の森林法令第一条によれば、既述の通り、農民団体自身が告発人を選出せぬときは、それを選ぶのは裁判官に委ねられるべし、とあった。これにたいし、上記の報告書では、巡回の森林官——土地土地のラント裁判官ではなく——による選出が話題となっている点だ。このことは、なにを意味するのであろうか。換言すれば、一五〇二年森林法令に述べられていた規定と、巡視委員らの報告書にあった右記発言とは、どんな関係にあるのだろうか、あるいは、関係はないのだろうか。もちろ

ん、いずれかをはっきり決定できるほどの証拠はない。もし、両者に関係があるとすれば、こうではないか。告発人の選出を引き受けるについては、裁判官もまた必ずしも望むところではなかった、すなわち望むところではなかったのは、農民団体にかぎられなかった、ということである。このことを、裁判官（森林法令）であるべきところが、故意に、森林官（巡視報告書）へと摩り替えられた、とみるのは、やり過ぎかもしれない。しかし、少なくとも、裁判官と並んで森林官が告発人を選任する権利をもつこと、もしくはその任務を帯びていることを、農民団体は容認した、ということはいえるであろう。

以上の点を多少敷衍するために、裁判官、告発人、森林官が名を連ねているところを、一五〇二年森林令収載の森林法令（a）と、森林実務を報告する巡視委員の報告書（b）とからみてみよう。森林官の意義の重みを考えるために。

（a）一五〇二年森林法令第二条には、こう述べられている。なんびとも木材を譲渡、売買のために伐採することは、なしえぬ。伐採する木材の数を、事前に、裁判官と告発人（„richter und rüger“）が「検査し、数え上げ（„abgezelt und besicht“）る」のでなければ、と。「数え上げる」とは、伐採をなしうる数量を、裁判官と告発人が確認することを指していよう。ここでは、告発人は、彼が農民団体によって選任されるのである、あるいは裁判官によって選任されるのである、裁判官と共働して任務に就くことが予定されていた。なお、ここからは、樹木の売買が全く禁止されているわけではなかったことが分かる。領邦政府とても、農民による、現金収入取得のため、木材の伐採行動をまったく拒否するということは、できなかったであろう。

この、裁判官と告発人との共働の作業は、森林法令第十一条にも述べられており、しかもここには、森林官も登場する。本条は、自家用に属する木材、すなわち家屋の部屋用木材、屋根用木材、囲い・垣根用木材、製材用木材などの

木材を必要とする場合に關する規定である。木材を必要とする者は、必要とする理由を裁判官と告発人 („richter und rüeger“) に知らせ、この両者がその必要性を審査すべし。必要性が認められ、かつ、必要な数の木材が「被指定林内に („in denselben ausgetragten wäldern“) 存するときにかぎって、当該伐採は許可されるべし。(なお、共同地森林内に指定林を定めるのは、一五〇二年森林令収載の訓令によれば、共同地森林森林官が巡視のさい他の巡視委員と共にこなうべき仕事であった。) 必要な数の木材がこの被指定林内不在とき——このときは、おそらく先ずは、別の場所が被指定林に定められ、しかしそれでもなお足りぬということであるが——は、「君主禁制林内における („in der herrschaft oder penwäldern“) 伐採が許可されるべし。しかし、このときでも制限が設けられる。第一に (i) 禁制林——日本史風に言えば〈御林〉——が当該伐採に耐えうるほど十分な数の樹木を抱えている(この点の判定は、森林官によるのであろう) ときのみ、伐採は許可される。第二に (ii) 伐採の対象になるのは、禁制林全域というわけではない。伐採可能なのは、森林官を通し („durch die waldmeister“) て「指定 („ain auszaigen“) 」を受けた禁制林域(つまり、一部の森林域)たるべし、こうした被指定林内において、しかもできるかぎり森林資源に損害が起きぬような方法によって伐採が許可されるべし、と。

以上によれば、一方で裁判官と告発人、他方で森林官、というように両者(すなわち、裁判官・告発人と森林官と)の活動が分けられていた。このうち、一五〇二年森林法令第十一条に記されていた指定林制度は、マクシミリアン一世の森林行政の根幹に属していた。そしてこの、指定林を区画づけるという重要な任務は、森林官に委ねられており、裁判官と告発人とが関わる余地がなかったことは、注目してよいであろう。

(b) 上記一五二五年頃実施された森林巡視の報告書(二)には、上部イン河、インスブルック西方、アクザムス(Axams) 関係の一節で、「自家の必要による („zu hausnoturft“) 伐採について、こう報告されていた。

いわく、アクザムスの農民団体は、好き勝手に森林を伐採したり樹木を売却したりする権利はもたぬ、とわれら巡視委員は考える。「森林と水流とはすべて君主の所有に帰するがゆえに（aus der ursach, das wald und pach alle der herschaft sein）」したがって、彼ら農民団体は、君主からなんらの承認をえていないかぎりには、伐採・売却をなしえぬ。ただし、彼らが自家の必要によるとの事由を申し立てるときは、このかぎりではない。自家の必要のためとあれば、森林は彼らの自由に供せられ、巡視の森林官の同意が無くても、また告発人の同意も要せず、常時伐採をなしうる、と。

ここには、一方で、「森林と水流とはすべて君主の所有に帰する」（ヘルマン・ヴォッフナーによれば、十五世紀中葉に作成された「ハル製塩所森林官規則」に見いだされる言葉⁽⁸⁾）として、製塩所所屬林を（御林）とみる君主の表明が知られる。他方、その上で、住民の自家の必要にかぎって住民による森林利用を認める。ここで注目するのは、裁判官のことは述べられておらず、告発人と森林官とがみえるのみであること。しかも、告発人は一部分、森林官と同等の権限にあった。森林官と告発人とがこのように並んで挙げられているのは、両者の間に連繋があった一証左となるう。

以上、一五〇二年森林令収載の森林法令の二箇条、および森林巡視報告書（一五一五年ころ）を取り上げ、多少の敷衍をこころみた。森林官の意義の重みが伝わってくるであろう。こうした点を確認したうえで前述一五一〇年代前半時代の巡視報告書（二五一一年—一五一四年）（八）に戻れば、ここでは森林官による告発人の選任が話題となっているのは、疑いなくであろう。このように、森林官による選任行為に重きが置かれているところに、注目したい。また、森林官と告発人とが巡視報告書の中で並んで挙げられているのは、両者の間に連繋があった点の一証左となるであろう。

巡視報告書において裁判官が姿を隠し、代わって森林官による告発人の選任が話題となつて背景にあるものとしてわれわれが考へるのは、裁判官は農民団体と共にしばしば地域の利害に巻き込まれて来たこと、あるいは、裁判官と部落の農民団体とは一個の裁判官法共同体を成しており、いわば一蓮托生の關係にあつたこと、である。一五〇二森林令収戴の、共同地森林の新任森林官フックスマークに向けた訓令の冒頭において、森林官はこう命じられていた。毎年一回領邦政府の経費によつて („auf unsern Kosten“) 巡回が実施されるべし、巡回先では、ラント裁判官在席のうえで (裁判集會に集う) 裁判民に森林令を読み聴かせるべし、と。また、本稿で繰り返し引くが、同森林令収戴の、森林法令第一条では、農民団体は「当該部落の裁判官の同意をえて」 („mit Wissen und Willen eines Richters daseibst“) 告発人を選出すべし、と命じられていた。これらの証言は、裁判官と農民団体とは一個の裁判官法共同体を成していた一証拠とならう。このようにみると、告発人を選出すべしとの命令に即応するのに農民団体が困難を覚え、選出が必ずしも容易にかぬことがあつたという事情は、裁判官にもあつたと考へられる。こうして、元来土地の伝來的利害とはなじみの薄い、領邦政府直屬の森林官に、告発人の選任を委ねるのが望ましい、との判断がなされた——このことが、告発人の選任に関し裁判官が姿を隠し、巡回森林官が浮上しているところにあらわれてはいないであろうか。

七 裁判官と農民団体とが一個の裁判官法共同体を成していた点については、さらに後述で触れるところがあるであろう。以上、いろいろ推測を重ねつつも、森林官が共同地森林巡視のさいにしかるべき者を農民の中から告発人に決定するのは、農民団体にとつて、必ずしも厭うところではなく、望むとはいえないにしても少なくとも甘受しえた——この点の背景・事情を考へてきた。これをもう少し具体的にみていきたい。農民団体に見いだされる伝

来的な仲間の秩序は、告発人の職務をおこない難くさせていた。農民団体には、農民団体自体による告発人の選任に応じ難い背景・事情があったとみられる。この点を僅かであれ、探るについても、森林巡視委員のある報告文書が役に立とう。一五〇四年におこなわれた共同地森林にたいする巡視について領邦政府に提出された報告書である。具体的には、当時巡視対象地の一つとなっていたヴィップタール河畔シュタイナツハ (Steinach) 村において実施された森林巡視の報告書の一節である (上記四の「ホ」)。この一節とは、同村における巡視の現場において村民が巡視委員にたいし森林犯罪者処罰の問題について訴え出たことに関係する箇所である。ヘルマン・ヴォッフナーが著書でこの箇所を引いたのは、次のことを例証するためであった。共同体といった狭い社会の中では、隣人相互における人身上の斟酌や影響に災いされて、共同体の役人 (野番・森番など) は、法 (ここでは、判告法) を厳格に実行に移すのができないでいた、ということである。

さて、シュタイナツハ村の住民が訴え出たものとは、なんであろうか。同村の住民は森林犯罪事件に関して一五〇二年森林令収載森林法令が森林犯罪にたいし定める刑罰には従うことができない。共同地森林における森林犯罪にたいしては、(シュタイナツハの) 判告法に定められた刑罰 (罰金) に即して処罰がなされるよう望む、と。報告書に記された言葉を引けば、こうである。「(巡視の現場において) 徴税人は、農民団体を代表し、以下のごとく申し立てた。(一五〇二年の) 森林法令そのものを遵守するについては、いささかもこれを厭うものではない。ただし、当法令に含まれているある一つの箇条、すなわち (森林犯罪にたいし下される) 刑罰を述べる箇条については、彼ら (農民団体) にとっては少なからず負担に感じられ、かつそれは、彼らの判告法ならびに伝来の法に違背する („wider ir enafft und altherkommen“) ものである…。」^(原) 農民団体側のこの訴えにたいし、巡視委員は、森林法令所定の罰金を支払うべし、と返答した。報告書の言葉によれば——日本語になかなか移し難いところもあ

るが——、こうなる。「森林犯罪にたいしては、一五〇二年の）森林法令で定められた一〇グルデンの罰金を支払うことを、彼ら（農民団体）は約束したのであるから、その通りにするのが、彼らにとつては望ましいことである。」これに続いて、委員がそのように返答したわけが述べられる。これが、これが本稿の問題にとつて重要である。「なぜならば、それ〔森林法令が規定する刑罰〕は、（君主の）慈悲によつて寛大に定められているからである。このことを、（一五〇二年の）本森林法令と、彼ら（シュタイナツハの住民）の判告法とで見比べてみれば、判告法によつて定められている罰金は著しく高額であるのにたいして、本森林法令は、彼らの判告法と比べて、ヨリ慈悲深い。それゆえに」——と、報告書は書く——「本森林法令は、彼らの判告法に違背してはいない（„die ordnung ihrer ehaft nicht wider“）。当森林法令が定められたのは、多くの理由に由来する。なかんづく以下の理由によつている。すなわち、次のことが長年見受けられるからである。彼ら（住民）は、（違反）人を処罰するのに彼らの判告法の規定通りにはおこなわぬ。住民は（森林犯罪者たる）住民を罰するのに、嫉みと憎しみによつて（„zu neyd und hass“) ^(註)」

この、シュタイナツハに関わる森林巡視報告書を読むとき、くしくも、既述ハインリヒ・オーバーラウフの所論^(註)が浮かんでくる。彼によれば、農民団体は、自身が立てる森林伐採関係規則を実施に移すには、「あまりにも力が弱かった。」森林規則を制定する力はあるが、規則の定める通りにそれを実行する力が十分ではない、ということ、そのため、規則を実行に移すには他者の、なかんづく領邦君主の手を借りざるをえない、ということである。このように領邦君主の手を借りた一例としてオーバーラウフが挙げたのが一四六五年五月二十七日（インスブルック発）大公ジギスムントによる教区バルチンス（„pharr gen Bartschins“ [Bartschins]）のための森林令であった（既述）。もちろん、オーバーラウフが考えたこと——農民団体には、規則実行の力が不十分であった——が、本森林

令に直接述べられているわけではない。森林令冒頭に以下のようにみえるだけである。教区バルチンス所属の森林が荒廃しており教区民の将来必要とする自給用木材に著しい欠乏状態が生じること、これである(既述)。そこで大公ジグスマントとしては「こうした事態が正されるために („darumb, das die ding rechtemesse und gleichlich gehalten werden.“) 本令を制定せんとす、と。ただ、オーバールーフの上記所論に多少関係がある、本森林令のくんだりとして注目できるのは、末尾部分において、こう述べられている文章である。いわく「本令は、彼ら「教区民」の良き慣習と古き慣行とに違ふものにあらず、これにしたがうものなり」と(既述)。

このくんだりからは、大公ジグスマントの次のような意向がうかがえないであろうか。すなわち大公としては、バルチンス教区民の、森林慣行に基づいた規則と規則制定権とは十分尊重に値するものではあるが、当該規則の実施の点では教区民にいささか力の欠けるところがみられるため、本森林令の発布によって、その点について教区民を支援するものなりと。領邦君主は、メラーンの現任ラント裁判官であるニコロ („Nicolo Tswen“) と、ニコロの後継のラント裁判官とに、本森林令の実行——とくに挙げられているのは、本森林令に違反する者にたいして五 „markh perner meraner muns“ の罰金 („die obgemelt peen“) を科すという、科刑権の実行である——を託したのは、以上のような意向によっていたからとは、いえないであろうか。ここで注目したいのは、大公は抽象的に、〈現任の、および後継のメラーン・ラント裁判官〉に、森林行政を託する、とは述べず、具体的に一人の裁判官の名を挙示し、公表したことである。こうなると、当然教区民もこの名を知ると共に、裁判官ニコロの力量——森林令違反者摘発の実行力——に期待をかけることになるはずである。

八 さて、シュタイナツハにおける森林巡視報告の事例に戻ろう。このように「彼ら(住民)は、(違反)人を処

罰するのに彼らの判告法の規定通りにはおこなわぬ。住民は（森林犯罪者たる）住民を罰するのに、嫉みと憎しみによつてゐる」と、巡視報告書には述べられていた。ここから、どんなことが引き出されうるであろうか、あるいは、そう記した文章の書き手の考えとか、巡視委員らの思惑とかは、なんであつたらうか。これらの点について、以下で考えてみたい。

先ず(1)、森林巡視の本報告書について、すぐに次の質問が出てこよう。そこにしたためられていたことは、巡視の現地で巡視委員が直接シユタイナツハ住民に述べたことをそのまま報告書に記録したものであるか。それとも、領邦政府に向けた報告用の言葉なのであろうか。上記一五一〇年代前半時代、ハル市東方、下部イン河流域のミルス、バウムキルヘン、およびフリッツェンスに関する巡視委員の報告書（一五一年——一五一年）において指摘した点（「多少の、政府向けのレトリックが混じつていよう」と、同様の問題（言い換えれば〈作ル〉という問題）である。むろん、詳細は分からない。ただ、考えられる事態としては——

一つ（a）に、「彼ら（住民）は、（違反）人を処罰するのに彼らの判告法の規定通りにはおこなわぬ。住民は（森林犯罪者たる）住民を罰するのに、嫉みと憎しみによつてゐる」とあるのは、領邦政府を念頭に置いた言葉のようにみえる。森林令制定や共同地森林森林官設置という政府の森林政策を、巡視委員が〈正当化する〉狙いのものと。こうした狙いについて、多少敷衍するとすれば、「嫉みと憎しみ」に基づく行為は、住民生活上のどんなことにも起こりうる。森林犯罪告発の問題にかぎらぬ。では、巡視委員は、この、いかなる場合にも多かれ少なかれ起こりうるものを殊更に取り上げ、なにを求めたのであろうか。それは、告発行為が「嫉みと憎しみ」によつてゐること——これは、極端にいえば、委員にとつては事実でなくともよい——を農民団体に印象づけ、これによつて森林行政の導入を正当化しようとしたことが考えられる。正当化には、いうまでもなく、森林犯罪告発人制度の導

入もまた含まれている。たんに、「森林犯罪が起きていなくてもかかわらず住民は告発を怠っている」といえば済むはずなのに、委員がわざわざ、当該行為が「嫉みと憎しみ」によっている、との言い方をしたのは、以上のような正当化の問題が潜んでいたとおもわれる。この関連で、次の点もひとこと指摘しておきたい。このシュタイナツハ村巡視の時期は、一五〇四年であった。ということになると、そもそも本巡視は、最近二年前の、イン河畔・ヴィツプタール河畔の共同地森林を対象に発せられた森林令を現地の各農民団体に周知させ、一五〇二年森林令を広めるために企画された森林巡視の一つであった、とも受け取ることが十分できよう。シュタイナツハ村は、支流ヴィツプタール河畔に位置していた土地であった（既述）のである——

もう一つ（b）に、巡視委員の発言について、次の事態が考えられる。すなわち、委員は、住民に、農村共同体内部においてこれまで実行されてきた、そして現在も実行されている、森林犯罪にたいする処罰のありよう——いわば、好悪の感情による対応——にたいして注意を喚起する趣旨で、当該発言をおこなった、と捉えられなくはない。ただ、この議論をなしたためには、「住民が（森林犯罪者たる）住民を罰するのに、嫉みと憎しみによっている」という巡視委員の発言の根拠はなんであろうか、を考えねばならない。それは、当該の土地（シュタイナツハ）に流布していた風聞の類いを、巡視委員が耳にしたことによっていたのだろうか。ウワサのたぐいである。しかし、じつさいのところは不明である。おそらくは、本巡視の委員が、同年に、あるいは別年に、また他の土地で、森林巡視の仕事にあたっていたときに、関係の情報を取得したのであろう。また、別の巡視委員から事情を知らされていたのかも知れない。いずれにせよ、森林巡視の現場では、農民は森林利用、森林犯罪告発などの問題について巡視委員に、種々の苦情、意見を申し述べたはずだから、このところから、「住民が（森林犯罪者たる）住民を罰するのに、嫉みと憎しみによっている」ということが分かったのであろう。これを、シュタイナツハの農民にも

起こりうるはずだとして——しかし、じつさいには起きていなかったかも知れない——、同農民に注意を喚起したのである。あるいは、もう一つ考えられるのは、シユタイナツハにおいて正式の巡視集会が開催される直前に、巡視委員が同農民の主立った者からそうした情報を取得していたこともあろう。すなわち、集会の直前に農民が申し述べた苦情を、委員が引き取って、「住民が（森林犯罪者たる）住民を罰するのに」云々というように、オウムがえしに委員の見解にしたて集会で農民に注意を喚起した、というように。

以上（a）（b）は、むろん、相互にまったく無関係というわけではなからう。ただどちらかといえば、（a）にいう〈正当化〉の問題が理解し易いとみられるが、いずれにせよ、材料があまりにも乏しく、これ以上は極めつけることはしないで置く。

次に②、じつは、ここで考えるべき点はむしろ、シユタイナツハの農民に生じている問題そのものである。もし、「住民が（森林犯罪者たる）住民を罰するのに、嫉みと憎しみによつて」と述べる巡視委員の言葉を文字通りにとれば、住民による、住民にたいする告発そのものはじつさいに起きていたとみられる。つまり、森林犯罪は住民よつて見過ごされることなく、住民による告発が現に生じていた、ということである。このことは、森林令をまたずとも、従来農民団体が自己の森林規則に定めていた通り、規則違反者にたいし告発が実行されていたことを示している。ティロール一般についてこうした事例の一斑は、本稿前節「二 「仲間警察」と森林犯罪告発人」で言及した通りである。^(四)

問題は、告発のおこなわれよう（告発の態様）にあった。そしてこの態様こそが「嫉みと憎しみ」による告発である。これが生じうる前提には、シユタイナツハ住民間に、定住関係・隣人関係に起因するなんらかのいさかい、くいちがい、あつれきが起きていた——ということとは、シユタイナツハにおける定住関係とか隣人関係とかが密で

あつたことにならうが——ことが予想される。そして、あらゆる森林犯罪告発の行動面にも影響を及ぼし、「嫉みと憎しみ」による処罰に至つたことである。ただ、それがどのようなものであつたのかは分からないが。しかしここで考えてみるのは、じつは、そのようなあらそいは、他ならぬ森林利用そのものをめぐつて生じていたのではないか、ということである。わが国『徒然草』第二〇九段に、こうみえる。「人の田を論ずるもの、訴へに負けて、ねたさに、「その田を刈りて取れ」とて、人を遣しけるに、先づ、道すがらの田をさへ刈りもて行くを」云々と。⁽⁸⁾ ここには、「ねたさ」（人になりたいする悪意という点では「嫉みと憎しみ」と同工異曲の感情である）のゆえに、「道すがらの田をさへ刈りもて行く」「僻事（ひがごと）」（本稿の場合でいえば「嫉みと憎しみ」に基づく告発）が生じる段階以前に、ある訴訟が起きていた。しかも、この訴訟とは、右に「その田を刈りて取れ」とあつたように、「田」をめぐるものであつた。訴訟において、一方当事者が敗訴の憂き目をみており、これによつて関係がもつれていたという事情がみえている。後代十七世紀の一例でいえば、村民による山荒らしにたいし村側から詫び証文が御巢鷹山の御鷹見役に提出された事例（一六七六「延宝四」年）があり、そこにこうみえる。「黒川山へ山取之者一圓越申問敷候、自然参ぬすミ取申候者、何様之曲事を被仰付候共、御うらみと存問敷候」云々と。⁽⁹⁾ ここには、森林犯罪の結果、いかなる犯罪者がいかなる災いを被らうとも「うらみ」はしない、とある。これは、処罰からくる紛争が起きるおそれを、未然に防ごうとしたことを示している。

ともあれ、告発が起きる段階以前に、森林利用についてシユタイナツハ住民相互に対立が生じていた、と考えられる。では一五〇四年当時、この対立とはなんであるか。その具体的様相は分からない。東隣村のトルンスについては後代（一五六〇年）、「放牧をめぐる混乱」が起きて、ラント裁判所による仲裁に付されたとみえる。混乱の底流になっている、根本の問題は「家持農民」と「小屋住農であるゼルロイテ」とのあいだの軋轢にあつたといふ。⁽¹⁰⁾

一般にテイロールにおいて、「鉾山労働、手工業、その他の日雇い労働を正業とした」小屋住農の存在は、近世初期には看過できない。ゼルロイテはすでに「マイノリティではなかった。」⁽⁸⁶⁾このようにみると、小屋住農は、家持ち、土地持ちの農民にたいし、さまざまな権利——そのひとつとして、森林利用権——を主張し、この中であらそいが生じることがある。日本森林史では一七一九年夏、三七名の村民が禁伐や禁伐違反者に関する規則を定めたが、この点について次の指摘がなされている。「多くの林地を占有し豊かで影響力のある村びとが、あまり力のない隣人に對して後者の利用権を制限するような規制を受け入れるよう説得した」と。⁽⁸⁷⁾シユタイナツハ住民相互における対立というのも、右に述べたような事情と必ずしも無縁ではなかったであろう。ただ、詳細は不明なためこれ以上は立ち入らない。

ともあれ、問題は、告発のおこなわれよう、つまり告発行為の態様にあった。この態様こそが「嫉みと憎しみ」による告発であった。

そこで(3)、告発の態様の点にもう少し踏み込んでみよう。「嫉みと憎しみ」云々の発言の裏に潜んでいるとおもわれる、ある種のイデオロギー的側面である。報告書の記載「彼ら（住民）は、（違反）人を処罰するのに彼らの判告法の規定通りにはおこなわれぬ」云々によって巡視委員はなにを言いたかったのであろうか。おそらくこうであろう。「嫉みと憎しみ」によるがごとき告発・処罰は、起こってはならぬことだ。共同地森林令を定めたのは、この種のことを防ぐためである。《法》による告発・処罰を求めるためにこそ、公設の森林犯罪告発人を置くことにしたので、と。なお、森林犯罪の事実がないのにもかかわらず、「嫉みと憎しみ」によって人を罪に陥れるために告発をおこなうがごときことはあつてはならぬというのは、巡視委員にとっては、言わずもがなのことであらう。

右で巡視委員が言いたかったことについていささか言葉を添えてみるならば、以下のようになるうか。告発が被告発者にたいする「嫉みと憎しみ」によるとなると、結果はどうなるうか。嫉みと憎しみをうけた者が告発される。こうなると、被告発者はいわれもなく告発を受け、濡れ衣を着る。本来科刑に値する者が見逃されることになる。もちろん、森林犯罪の十分な徴表を帯びる者が、隣人の嫉みと憎しみから告発を被るといったことはありえよう。このときは、犯罪（盗伐等）からえられたはずの利益が「嫉みと憎しみ」の標的になっているのかも知れない。これはともあれ、森林巡視委員——ひいては、領邦政府——としては、たしかに森林犯罪自体は見逃されてはならぬが、さりとて、本来告発を被るべきではない者までもが隣人の好悪の感情でもって告発に晒されるのは、看過できない。告発が起きるのは望ましい。しかし、なにがなんでも告発さえあれば良い、どんな告発でも構わぬ、というのではない、「嫉みと憎しみ」によらぬ、しかるべき、れつきとした、言い換えれば〈法〉に基づいた告発でなければならぬ、ということである。

最後に(4)、森林犯罪にたいしそもそも告発・処罰行為が起きないことも、「嫉みと憎しみ」に関係することがあろう。犯罪を告発し処罰を求めることで、告発者は、被告発者やその親族・友人らから嫉みと憎しみをかうおそれが少なくない、ということである。となると、告発・処罰行為にあえて及ぶのに逡巡し、その結果として森林犯罪を見逃す——みてみぬふりをする——ことになる。たしかに、シユタイナツハ村関係の上記報告書からはこの点は直接には読み取れない。しかし村内の隣人関係のいかんによつては十分考えられることだ。巡視委員の念頭にまるでなかったこととはいえない。というわけは、こうである。森林規則に基づいて過去に実施され、現在実行されている、農民団体内部における告発の態様がこのように巡視委員の目からみて疑問の余地のあるもの（右記②）であろうとも、これは、所詮、農民団体自体の問題であり、本来農民団体が対応すればよい。右記巡視委員ら（お上）

が介入すべきは、なしではない。しかし、巡視の現場で巡視委員は「嫉みと憎しみ」云々をもちだし、〈お上〉の森林行政を正当化せんとする。この背後に少なからず働いていた委員の迷惑は、上記のように〈森林犯罪が見逃されてしまう〉ことへの懸念であったと考えられる。

九 一五〇四年シュタイナツハにおける森林巡視の報告書にあったものから引き出しうるのは、ほぼ以上の通りである。ここで、直前の(4)であげた、〈告発者は、被告発者やその親族・友人らから嫉みと憎しみを買うおそれが少なくない〉という点については格好の素材がある。そこで、多少蛇足を加えることになるが、ふれておきたい。嫉みと憎しみを買うため言いたいことを控える、といったことは、ほぼ同時代十六世紀中葉ハンス・ザックスの謝肉祭劇における一テーマであった。第八十三番「でか鼻先生」にこうある。ドイツきつての学者先生との評判の高い学者先生をある田舎貴族が館に迎えるが、貴族お抱えの道化イエツケルは学者先生の鼻を貶したりもちあげたりして、先生と貴族を怒らせる。道化は結びの口上において、自己の行為を省みる。「本当であるうとなかうと、／悪態ついて／ぺらぺら見境いなく喋る者は、／よかれと思って／十分気は使っても、／結局は何もかもぶちこわし、／人さまを傷つけることになります。／人さまをかように」——と続ける——「嘲笑する輩は／皆を敵にまわし、／たんとお小言ちようだいし／たんと嫉みと憎し」み [„neid vnd has”] をかうのが関の山。／沈黙を守るにこしたことは「ございませぬ」と。沈黙を守るにこしたことはないといった、このような口上は、たとえ嘲笑するつもりのない者（例えば、本稿の場合でいえば、森林犯罪の告発に従事する者）にとつても、いささか身に徹^{こた}えるところであつたらう。

ともあれ、ここには、巡視報告書にあったもの („zu neyd vnd hass“) と同じ言葉が見いだされる („neid vnd

Pass¹⁾」のは、興味ふかい。ある心理状態をあらわす一種の常套語であったようだ。なお、この点に関して付言すれば、この言葉は、十六世紀初葉の同じころ、フェーデをしかけるぞと相手に脅しをかける、ラントツヴィンガーの行為が「思い上がった („mutwillig“)²⁾」行為として度々とりあげられたのと、同工異曲の感がしないでもない。ということは、「嫉みと憎しみ」の言葉は巡視委員にとっても日常語であったろう。委員はこのような、人口に膾炙したきわめてありふれた言葉を、「法」（巡視委員に映っていたのは、判告法）という言葉の対極に据え、領邦政府による森林行政の〈正当化〉をこころみたとはいえなくはない。ここで、急いで付け加えておかなくてはならぬのは右述からおのずと分かるが、巡視委員は農民団体の「法」（すなわち、判告法）そのものまでをも批判しようとしたのではない点である。

なお、上記謝肉祭劇で、「皆を敵に („feindselig pey idermon“)³⁾」まわす、とあつたのに注目したい。ここには、「嫉みと憎しみ」が問題になるのは、ヴォッフナーが指摘していたように（上述）、共同体という狭い社会においてであったことがよく出ている。ここで「皆」とは、世間一般の謂いではない。関係者（告発に従事する者、被告発者、これらの周囲の者ら）が居住する地域、地区の隣人を指す。また「敵」とは、本稿の場合でいえば森林犯罪の被告発者とか、その親族友人、隣人とかの利害関係者となる。被告発者は、告発者にとって縁遠い存在ではない。日頃身近に接する人々であった。この点についてハンス・ザックスの謝肉祭劇がさらに参照できる。第十七番「悪徳の薬」では、「焼餅やき」「けちん坊」「怒りん坊」といった者らと共に、嫉妬心に病む者が医者に助言を求めにやってくる。「親類や仲間や隣人」の「幸福、福祉と名誉、栄光、権力」などへの嫉みに取り憑かれた彼に向けて、医者には「嫉妬こそこの世で一番卑しい悪徳である („Neid ist das schödste Laster auf erden“)⁴⁾」とソロモンの教えを引きつつ、忠告を施す。「速やかに友情に心を傾け、／心からの誠実でもって／隣人の幸福を喜び／その不

幸をともに悲しむ(„mitleiden“)ように」と。(10)「ねたみ屋(„Der neidig“)の妬みを受ける者は「親類や仲間や隣人(„freunt, gesellen vnd nachtpawren“)である。第十一番「阿呆の切開手術」でも同様だ。ここでは医者
はボンボンに膨れた患者の腹を切り開き「嫉妬の阿呆(„der neydig Narr“)を引きずり出し、語る。「こいつのおかげで、そなたは人を裏切り／隣人の不幸を喜び、／あれこれ陰險な計略をあやつつたのだ」と。(11)嫉妬者は「隣人の(„des nechsten“)不幸を喜ぶ。隣人、親族、仲間といった身近かな存在が嫉みの対象となる。

多少横道に逸れたが、最後に指摘しておきたいのは、右に〈皆を敵にまわす〉とあったように、隣人を敵にまわすよりはみてみぬふりするに越したことはない、ということ。これを、本稿における森林犯罪告発の問題に関わらせて語るならば、〈森林犯罪はとかく見逃される〉・〈森林犯罪はみてみぬふりされる〉といった状況が、そこに浮かびあがってくる。この点は巡視委員の思惑にも存在したものとおもわれる(前述)。しかも、この点は、わが国の研究で指摘されている「森林犯罪の特殊性」(後述)の問題に繋がってくる。こうした特殊性もまた、巡視委員にとって周知のことであつたらう。

一〇 「嫉みと憎しみ」関係の問題は以上に止め、上記一五〇四年の巡視報告書にしたがってさらに考察を一步進めたい。本報告書によれば、森林犯罪者にたいする制裁(告発・処罰)に関しては「判告法(„ehafft“)が守られず、「嫉みと憎しみ(„neyd und hass“)とつた隣人的感情・配慮が幅を利かせていた。このような事情のもとにあった処罰のありように代わって、森林令の処罰規定が守られるべし、というのが巡視委員の見解であつた。この見解には、森林令の適用に関しては、隣人的感情が幅を利かせることはない、との委員の判断が働いていたであらうし、右見解は、共同地森林における森林官の自負するところでもあつたらう。さらに、ここには、森林犯罪

の処罰については、森林令による方が判告法によるよりも住民にとって恵み深いもの、とみる見方があった。言い換えれば、罰金の額について、森林令規定の額は判告法におけるそれよりも低額である、ということにある。そこで以下では、主として処罰・罰金・罰金額の方面から、考察を深めよう。この方面に関しては、シュタイナツハの父祖法＝判告法 („Des ersten haben unsere eltern, so von ihnen auf uns kommen ist, jehe und jehe vermelt und geöffnet, das wär recht haben“)——それが記録に付されたのは、十七世紀である——のある一箇条⁽⁷²⁾が参照される。

(イ) シュタイナツハの農民は、伝来、年二度春と秋に森林巡回をおこなう慣わしにあった。すなわち村落の禁制林 („panwalt“) に踏み入って、その状況を視察する。樹木がどのような伐採状況に置かれているのか、適法に、あるいは不法に伐採されているか否かを調べるのである。不法な伐採があり、森林が損なわれているのが発見されたときは、当該伐採者は「罰せられ、裁判官と農民団体に (不法伐採樹木一本について) 五 „plunt perner“ を支払わねばならぬ」ことになっている。この点を、一五〇二年森林令収載の森林法令に定められた罰金額と比べると、同法令第十六条によれば、不法伐採者は当該樹木一本について一 „plunt perner“ の罰金 („pues“) 支払いで済むのである。もちろん、伐採樹木はお上に没収される⁽⁷³⁾が、このように、判告法によれば、森林令による金額に比べて五倍額の罰金を支払わねばならない。このところから、巡視委員の眼には、お上 (領邦君主) の森林令こそがより寛大な法であると映ったわけである。報告書に、「判告法によって定められている罰金は著しく高額であるのにたいして、本森林法令は、彼らの判告法と比べて、ヨリ慈悲深い。それゆえに、本森林法令は、彼らの判告法に違背してはいない」(既述) とあったゆえんである。なお、五 „plunt perner“ の支払いといった、伝来の罰金賦課の事情は、おそらく、巡視の現場において、委員らがシュタイナツハの住民から聴取した結果として判明したも

のであろう。

(ロ)「パン („pan, paan, pann")」(その違反のさいには刑罰に処せられる命令)の下に置かれている森林(禁制林)ではない森林は、シュタイナツハの住民に自由な利用が供せられていた。もちろん、住民側の作成による森林規則からくる利用規制はあったであろうが。シュタイナツハのこの判告法と、一五〇二年森林令収載森林法令の処罰規定とを比べてみると、後者においては罰金に処せられる事件の数が多い。森林法令においては、前記の規定(第十六条)を含め、全四箇条において、森林犯罪にたいする制裁が規定されていた。⁽⁴⁾ 言い換えれば、領邦君主の刑罰権の妥当する範囲が拡大化している。

(ハ)シュタイナツハの判告法によれば、不法伐採者は処罰され五 „pfunt perner" を裁判官と農民団体に支払わねばならぬ。罰金は両者の収入になる。ただ、その配分関係については詳らかでない。ともあれここには「裁判官とわれら農民団体 („richter und uns nachpern")」とあるように、裁判官と農民団体とは一つに括られ述べられている。裁判官と農民団体とは一個の裁判⁽⁵⁾ 法共同体を成していた一端が示されている。他方で、両者の関係は、ある分担関係——もしくは対抗関係といえようか——を示すこともあった。シュタイナツハ判告法の別の箇条に、こうみえる。ある森林地帯を、農民団体の必要に応じて、あるいは禁制林の下に置き、あるいは禁制林から解き、あるいは禁制林のままに留めおくか否かについては、農民団体は任意にこれを決めることができる。また農民団体の同意に関わらせうるのであり、裁判官の賛否いかんには関係せぬ。禁制林において、農民団体の同意をえずに伐採に及ぶ者は違反者となり、裁判官は罰金として不法伐採樹木一本につき五 „pfunt perner" を徴収すべし、⁽⁶⁾ と。ここには、森林利用に関する規制(政策の決定)について農民団体の排他的権利が表明され、他方で裁判官は違反者から罰金を徴収する役割(政策の執行)に留まっている。もちろん、彼は罰金額の配分には与かるうが。た

だ、実際問題として、農民団体とラント裁判官とのありようを、このように文字通りに分けてしまつてよいのかどうかについては、再考の余地はあろう。しかし、一面で、両者は、ある種の対抗関係にあつたということは、否定できないとおもわれる。

(二) 一五〇二年の森林法令においては、農民団体と裁判官との対抗関係はどうであろうか。そこには、「罰金は裁判官に帰し、裁判官が徴収すべし」(„die pness dem gerichtsherrn phlegern oder richter zusteen und verfolgen sol“)とみえる。これによれば、罰金は直接お上の国庫には入らぬようだ。他方「裁判官とわれら農民団体」のうちの「農民団体」にはもはや帰属せぬ。裁判官には帰属する。この、罰金が裁判官には帰属するといふところを少し考えてみよう。共同体森林を対象に中央から森林官を設置する(お上)の森林行政にたいしては、従来の地方行政の担い手¹¹裁判官が抵抗を示さざるをえないのは、否定できないであろう。農民団体が告発人を出せぬときは、この選出の仕事は裁判官に委ねられる。これが、一五〇二年森林法令であつた。森林法令は、裁判官を(お上)の政策に引き入れるために裁判官と連繫を図ろうとしている。そうみることはできないであろうか。同じ事情はたしかに、農民団体についてもいえよう。すなわち、先ずは農民団体自身が告発人を選出すべし、と農民に命じているのは、同様の意味で農民団体を(お上)の政策に役立てる意図に出てはいるであろう、しかし上記「罰金は裁判官に帰し」云々によれば、森林法令はラント裁判官にヨリ重きをおいている。これに注目したい。

ここで、二点付言したい。(a) 森林法令によれば、告発人によって告発された者が支払うべき罰金を、今後農民団体は受け取ることができない。となれば、告発人の選出に身が入らないのは、理解できるところである。(b) 上述紹介の一五一〇年代前半時代の巡視報告書(一五二一年—一五二四年)には、「彼ら「農民団体」は、森林官が毎年共同地森林の巡視のさいに、しかるべく彼ら農民の中から告発人を決定するのを、容認せんとしているよう

だ」(上述)とあつた。このところからみて、農民団体ではなく(そして裁判官でもなく)、じつさいには森林官が告発人を選出するとなれば、当告発人によつて告発された者が支払うべき罰金は、お上の国庫に入ることになる。この意味では、森林官による告発人の選出には、農民団体、裁判官の双方から罰金徴収権、罰金収益権を奪い取り、罰金を国庫に収めさせる、あるいは罰金を森林官の収入源の一つに加える——こういった領邦財政上の考慮が働いていた、と捉えることができる。

十一 巡視委員の報告によれば、ヴィツプタール河畔シュタイナツハの住民は森林犯罪者を処罰するさいに、「法」に判告法に基づいていなかった(既述)。森林犯罪被疑者となつた住民にたいし他の住民がかねてから抱いている「嫉みと憎しみ」によつていた。いわば好悪感情による行動といえよう。森林犯罪者にたいする処罰行為にあらわれた、農民団体におけるこのような事情は、一般の犯罪告発についても存在したといわれる。ハインリヒ・ジーゲルによれば、告発行為が裁判集会構成員に一般に義務づけられた場合、次のようなおそれが生じ易かつた。「裁判集会構成員は、他の構成員のための友誼と好意から、あるいは、他の構成員にたいする恐怖から、告発すべき事項を黙秘し、これによつて告発義務を免れる」おそれである。⁽¹⁶⁾そしてこのような思惑や感情に基づく、告発義務の履行あるいは不履行が裁判集会における告発の制度そのものを廃止へと導くに至つた一因となつた、とされる。またカール・S・バーダーによれば、⁽¹⁷⁾シュワーベンにおける境界争訟では、境界争訟仲裁人(Untergänger)たる資格は、争訟人(当事者)とは利害関係にはない者に与えられる。さらに、仲裁人となつた者が「公平なる仲裁人 („gleicher untergänger) 」たらんと宣誓をおこなつたのは、右のように「他の構成員のための友誼と好意から、あるいは他の構成員にたいする恐怖から」義務を怠るといふことのないよう図られた措置といえよう。最後に、

近時ビルミン・シュピースは、南ドイツ都市法を中心に告発 (Rüge) の制度と諸事例とを明らかにした。これによれば、市民一般が告発義務を負った他に市参事会員、市長、廷吏 („gebürtel“, „Batal“)、都市の各種役人と並んで判決発見人 („schef“) が告発義務を引き受けることがあった。そうしたなかで、シュヴァインフルト市は一三六二年一月二十八日皇帝カール四世から特権をえて、今後は判決発見人の告発義務を廢することにした。というわけは、同市では、判決発見人が告発義務を課せられていたことで「市中に、フェーデや敵対関係が過去に生じ、「告発義務がこのまま存続すれば」現在といえども、それが起きるおそれがある („do von criege vnt vientschefte oft entstanden sein und noch ensten mochten in der stat“) からであつた。⁽⁸⁾ 判決発見人に告発義務のあることが抗争・騷擾まで生んでいた。そこに、なにが働いていたのかは分からない。ただ、後世シュエタインツハの事例をみてきたわれわれとしては、まるつきり思いあたらぬわけでもないだろう。

なお、右のバーターが挙げたことに関連して、ティロールの森林犯罪告発人について付言すれば、上述アッフエンホーフエンにおける巡視の報告書 (一五二一年) によれば、巡視後の村民集会において一五二一年の一年間について二名の者が告発人に任命され、そのさい宣誓をおこなうのも、趣旨は同じであろう。これらの事例は、村民相互の好悪の感情、隣人的な顧慮といった、村民の現実生活上の問題があつたことを裏書きする。このように住民が「嫉みと憎しみ」から、また友誼と好意から、あるいは恐怖から、あるいは思い上がつて、行動に走るといった情況が存するということは、ティロールにおける森林犯罪について現実に認識されていた。これが森林令立法の一契機を形成していたふしがある。すなわち、一五〇二年ティロール森林令収載、森林法令の一箇条 (第二一条) 冒頭において、君主は、次の意向を示していた——いわく、未だ徴収を寛赦せられていない罰金は精勵宜しく徴収なされるべく、なんびとといえども罰金を免れることはなく、かつなんびとといえども故なく罰金徴収の難を被ること

は、なかるべしと。⁽⁸⁾ こうした規定がわざわざ森林法令の一条に盛られたということは、罰金が適法に徴収されていない現実があったこと、罪なくして罰金に処せられる現実が存したことを、物語っているようにおもわれる。

ところで、これまで、森林事件をめぐる告発事例としては、ティロール以外の領邦・都市について言及してこなかった。ここではこれにふれる余裕はなく、これは別途考察を要するが、前述ビルミン・シュピースの所論には、エッピンゲン (Eppingen) 市 (ハイデルベルク南方、ハイルブロン西) の「森告発人 („alle waldtrüger“)」による告発事例が紹介されている。これだけは、ここで述べておこう。シュピースが挙げるのは、一五六六年の都市法書の各条にみえるのを抜書きしたものが、ここからは、「森告発人」が比較的重い役職にあることを、うかがいうる。それは、「市参事会員と森告発人は」——と、しばしば両者は並べられこう続けられている——「彼ら何度々耳にしたことを (そのままにしておかず) 告発に及ぶべし („darüber sollen der rath und die waldtrüger rüegen, so offts sie es hören“)」の文言によくあらわれている。また森告発人と告発権者は、次のようにみえる。„der rath, die waldtrüger und die gantz gemein (市民一般)“; „der rath, waldtrüeger und undergenger (境界争訟仲裁人)“; „die undergenger, schützen (畑監視人) und waldtrüger“; „die vormunder, veldbescher (耕地監視人), waldtrüger und schützen“ とある。⁽⁹⁾

十二 以上は中世ドイツ一般について、そしてティロールにいえるところを紹介したのだが、森林犯罪者を処罰するのに、「法」に基づかず犯罪被疑者となった一住民にたいし他の一住民がかねてから抱いていた「嫉みと憎しみ」によったというような事態は、わが国近世村落においてもありそうである。だが、研究上その辺りの事情はあまりみえてきていない。とはいうものの、比較という観点から、日本近世について森林犯罪関係の所論を多少たどつ

てみたい。

前田正治氏によれば、江戸時代とくに山盗・畑盗・博奕といった事件については、領主（幕府・藩）はその探索を農民の手に委ねざるをえなかった。そのわけは「一には「a」領主の警察権の不徹底が農村警備を主に村方に委ねていたことと、また「b」山盗や畑盗・畑荒らしの如きは、農山村に日常生起する事件として、その探索を農民の手に委ねられねばならなかったことにもよっているとともに、とくに「c」山盗については、まえにのべたように共同体の利害が直接に結びつく場合が多く、入会権行使の秩序維持のためにも強力な制裁を必要としたからと考えられる」と。⁽⁸⁸⁾ 分かり易い発言ではある。ただ、上記「a」「b」「c」間の関係について筆者の目から確認すれば、こうなるうか。領主の警察権は一般に必ずしも強力ではなかった。とりわけ農村の犯罪にたいしては、その浸透力は弱かった。しかも農村社会に特徴的な事件である山盗、畑盗については、これらが日常茶飯事の事件であるだけに、領主にはこれらにいちいち介入するだけの余裕はますますなかった。したがって、領主権力が浸透しえぬぶんだけ、土地土地の農民の力に、事件の探索、被疑者の検挙等を任せざるをえなかった。他方、農民は農民で、山盗、畑盗といった犯罪は入会慣行秩序を侵犯するため、農村共同体の利害関係に直接抵触する問題であつただけに、それらにたいするみずからの対応にことのほか関心を向けた。しかも、領主が山盗事件にたいし農民の行動（下述）に委ねたということは、領主自身も入会慣行秩序を無視しえなかったことを意味する⁽⁸⁹⁾——以上である。

こうみてくると、山盗を含め上記の事犯にたいしては農民による「相互檢察が強く要求される」ことが、よく理解されよう。上記前田氏の所論によれば、「事犯の隠秘、すなわち見逃し・聞き逃し・隠し置き等」にたいする制裁——隠秘者が山盗・畑盗の盗人本人よりも重く処罰される場合も少なくなかつた——が村法に度々見いだされるのは、相互檢察が農民自身によって強く求められたためだ、ということになるう。また同氏は別の論稿において、

山盜・畑盜・博奕の事件について、こうも述べていた。「領主側の警察力の手薄な村方においては、事件の搜索や摘発・逮捕、更にその後の審理における証拠調等についてなかなか実効を期し得ないし、斯る事犯の現行犯逮捕は領主役人では殆ど不可能であり、またそのような場合には村民の情として寧ろ隠秘する傾向さ⁽⁸⁶⁾え」あつた、と。この発言は、領主側がどうして山盜・畑盜・博奕といった事件を「村内の解決に委ね」たのかを、説明しようとするものである。村内の解決に委ねる結果が、「村の慣行的制裁権が行われ」ることになる⁽⁸⁷⁾。

前田正治氏の所論を以上のようにたどつてくると、ここに一つの状況が浮かびあがつてくる。近世日本農村に生起する事犯にたいしてはただでさえ領主（幕府・藩）の警察権・刑罰権は及び難かつた。とりわけ山盜・畑盜・博奕の事件については、そうであつた⁽⁸⁸⁾。これらの事件は日常的に起こるがゆえに、領主の手がますますもつて回らない。他方で、領主側が介入する機会があつたときですら村民側はこれに抵抗を示し事犯者を匿うことがあるため、却つて逆効果になつた。領主権が弱体だつたとは言ひ、農村事犯にたいし介入を避けるのが得策だと領主側が判断するには、理由があつた。事犯にたいし村民側自身に相互檢察の態勢が——村法に収載されるほどに——できあがつていたからである。とくに山盜は村民全体間の利害に密接に関わる事件であり、見逃し等にたいする制裁が強く村民意識に上つていた。

ところで、このような状況を前にして、直ちに實際問題として浮かんでくるのは、次の点である。先ず（一）、見逃し、聞き逃し等は、どの程度起きていたのであろうか。というよりは、むしろ、どの程度深刻な事態として受け取られていたのであろうか。また（二）、見逃し、聞き逃し等が起こつたときに、これにたいする制裁を、村民ほどの程度実際に発動しえたのであろうか。こうした問題については、前田氏の所論には言及がみられない。

じつは、如上の問題を考えるのは、理由がある。森林犯罪について、わが国にある情景が觀察されるからである。

「一村拳テ盗伐ヲナシ」ということである。これは、時代は下るが木曾谷の村々に関する情景であり、その言葉は、明治三十七年長野県知事関清英が宮内大臣田中光顕に宛て具申した覚書にあつたもの。平素なかなか目にしえぬ史料なので、少し長くなるが関係箇所を引いてみたい。(a) 木曾谷の村々においては「…盛ニ盗伐ヲナスノ弊ヲ生シ甚シキハ一村拳テ盗伐ヲナシ警吏ノ之ヲ検査スルアレハ予メ犯人ヲ設ケテ之ニ白状伏罪セシメ而シテ一村□然之カ家族ヲ扶養シ検査甚シケレハ盗伐益巧ヲ極メ当局者ヲシテ手下スニ余地ナカラシムルガ如キニ至リ其弊風ノ及フ所明治八年以降数千人ノ犯罪者ヲ出シ」云々。(b) 同趣旨の発言は同時代次にも見いだされる。明治三十二年五月二十九日西筑摩郡長ヨリノ具申書「四囲ノ必須ハ漸ク盗伐ノ弊ヲ生シ甚シキニ至リテハ犯人其処罰ヲ甘シ又刑余ノ人タルヲ愧チサルノミナラズ他人ニ於テモ敢テ擯斥スル事ナク却テ之ヲ憐ムノ傾向ヲ呈シ」と。また(c) 秋田県について、ここを管轄する始審裁判所詰め検事鶴岡□の明治十八年十一月司法卿山田顕義への上申書には、こう述べられていた。いわく「他二用材ヲ得ン乎私林ナキヲ如何セン是平人民目前ニ繁殖シ居ル所ノ樹木ヲ盗伐シ目下ノ急ヲ救ハント欲スルノ念ヲ発セスンハアラス、之レ管内林木盗伐ノ犯人最モ巨多ナル所以ニシテ勢ヒ止ヲ得サルモノナリ然リ而シテ適々刑罰ヲ受クルモ人皆盗伐スルモノナレハ終ニ習慣之ヲ罪惡視セス不慮ノ災害ニ罹リタルモノノ如ク思ヒ他人モ又咎メサル現況ヲ顕ハセリ」と。

上記三事例(a)(b)(c)が述べるものは、いちいち説明を施すまでもない。しごく明瞭である。根底になつている問題は〈森林犯罪の特殊性〉——これは一面〈森林の特殊性〉を指してもいようが——ということにある。では、森林犯罪は、どう特殊なのであるうか。この点について、潮見俊隆氏是要領よく次のように述べている。「御料林に立ち入つて伐木するものは、その行為をまつたく倫理的な罪とは感じないのであつて、周囲のひとつともまたそれを悪として意識し、排斥することのなかつたことをしめしている。」禁制林における伐採を伐採者がこ

のように悪として意識せぬとき、これは、次の事態をもたらざるをえない。第一に——ふたたび、潮見氏の言葉を借りれば——「伐木の」行為を法律的な犯罪としてこれに刑を科することは、盗伐の防止という観点からすると、それほど有効でありえない」ことになる。第二に「嚴罰主義をおしとおすことは、かえつて盗伐を組織的にし、弾圧にたいする組織的な抵抗を生みだすことになった」ということである。この、組織的な盗伐とは、上述明治三十七年長野県知事（関清英）から宮内大臣（田中光顕）宛ての具申書に述べられていたように、盗伐が「發覚すれば村内で相談して交代に犯人をきめ」犯人が「懲役にいつているあいだは、その妻子を村で扶養する」（潮見）ところに、その一端がみえる。盗伐のなまなましいありようである。この点でいえば、近代化以前の住民社会について、例えば、「住民同士は同盟関係にあり、それを裏切つた犯罪者などという人々を、自分達の共同体内で生かしておくこと自体ありえない」といわれているものとは、およそ異なる情景がそこにみられた。

こういった、一村挙げて共謀の上の盗伐が、果たして江戸時代日本にもおこなわれていたのかどうかについて事情は詳らかでない。しかし、一村総員による以外に、一村多数者による——少数者は、気づかぬふりをする——盗伐をも入れて考慮してみると、ありえないことではない。また江戸期と明治期との、時代における連続性の側面も看過できないであろう。とすれば、前述の問題——見逃し、聞き逃し等ほどの程度深刻な事態として受け取られ、それにたいする制裁ほどの程度実際に発動されえたのか——が、現実味を帯びてこよう。前記明治三十二年西筑摩郡長の具申書にあった「四囲ノ必須ハ漸ク盗伐ノ弊ヲ生シ」云々にいう「四囲ノ必須」の中味はよく分からないが、少なくともその一部には、〈伐採樹木の売却によつて利益を得る〉こと以外に、〈自家の必要に供する〉ことがあつたであろう。このような伐採樹木を自家の必要に供せんとして盗伐に及ぶことは、いうまでもなく近世社会にもあつたであろう。

以上のごとく考えてくると、村落における村民自身による「相互検察」が果たしてどの程度実現可能であったのであろうか、疑問におもわれてくる。平沢清人氏がかつて、一村内の一部落と他部落間の盗伐について、こう指摘していた。「御林廻り役として他部落の盗伐を摘発しても、自分等「村内で御林廻り役に就いた大島部落の者」は盗伐によって生計をたてる「という」矛盾を背負っていた」と。この矛盾が生じてくる事情については、平沢氏の所論を引けば、こうなるうか。「代官所への年貢金納のために、山への「村民の」依存はいよいよ高められた。しかも法規の上からは伐採禁止は強められたにもかかわらず、半ば公然たる盗木が行なわれ、それがまた枝郷間の対立となつてはねかえつてきた」と。とくにこのように税の問題が絡んでくると、代官所としては、枝郷間の対立については放置できぬにせよ、盗伐そのものは「本気で摘発するつもりはなく」ということになつてくる。

にもかかわらず——はなしを元に戻せば——、領主が村民による相互検察に期待しうるといふのはどうしてなのであろうか。領主側は、村民による相互検察が現実には容易ではない（別言すれば、糠に釘、になりかねぬ）のを知らずに（あるいは、知つていてあえて）山盜等の探索を彼らの手に委ねたのであろうか。村民の手に委ねるについて、領主側には、なんらかの手がかりがえられていたのであろうか。例えば、村役人に犯罪告発義務を負わせるべく、あるいは、特定の告発専門人（ティロールにおける当面の事例でいえば、森林犯罪告発人に該当する者）を置くべく、村側に求め、村側がこれに応じる、といったように。領主側はこの種のなんらかの積極的な対策を講じていたのであろうか。これらの点——言い換えれば、村側と領主側との連繋性の問題——については、上記前田氏の所論からは、よくわからない。

もちろん、ここは、前田氏の所論をあれこれ批判する場ではないし、そもそも筆者にはそのような意図はまったくない。おそらく、その後の日本森林史等の研究によって、右記の疑問には大方決着がつけられているであらう。

ただ、本稿で度々参照してきたタットマンの研究は、山盜等の探索、告発義務といった問題にはとくに言及していない。同研究は、各藩の藩林（「御山」・「御直山」・「御立山」などと呼ばれた）行政について、指摘する。それによれば、各藩では、「山奉行」・「林奉行」が「代官」・「郡代」らの地方官を用いるとか、あるいは奉行直属の者を使うとか、これによって森林管理の責任を負っていた。そのいずれの場合でも、「現場での政策の施行は地域や地元にいる「山守」に頼っていた。」山守の多くは「施策を実施するために指名された地元民」つまり地元の「村びと」であり、彼らは補助者をもったり、また村役人に助力を求めうる権限を有していたりした、とされる。⁽⁹⁷⁾

山守となった地元民が森林犯罪にたいして具体的にどのような活動を果たしたのか、またそれによって彼はいかなることを経験せざるをえなかったのか、この背後には、いかなる問題が生じていたのかについては、言及がない。⁽⁹⁸⁾

わが国江戸時代の村、明治期の村と森林利用との問題一端に言及したゆえんは、ティロール十六世紀初葉の森林利用をめぐる農民団体と領邦政府とのありようを、いわば〈搦め手〉から浮かびあがらせたい、と考えたからに他ならない。

これを要するに、森林犯罪の特殊性とは、〈盗伐は犯罪である〉との観念の希薄さにあった。そこで、政府としては——秋田県についていえば——「盗伐に対する犯罪意識を植付けけるような書類を作成させ、あるいは犯罪人検挙のため全村全部落入林停止命令をだし、また、密告を勧奨し抵抗組織を分裂させる等」の方法を採用していった。⁽⁹⁹⁾

以上によって本節三を大筋まとめるならば、以下のようになる。森林犯罪告発人制度の導入——そしてとりわけ、裁判官（事情によって、共同地森林森林官）による告発人の任命——は、領邦君主の森林行政（ポリツァイ）からの介入を意味した。農民団体内部においては、森林犯罪にたいし、往往にして、伝来的隣人的顧慮（前述）が

働き、現実には「(判告)法」によらぬ制裁が生じていた。こうした状況にたいする、〈お上〉による干渉である。十六世紀初葉ティロールにおける森林犯罪告発人は、農民団体仲間成員の伝統的生活態度の一面にたいする領邦君主の積極的な方策の一つと位置づけられる。しかも、こういった、領邦君主の森林行政(ポリツアイ)の積極性には、とりわけて、ティロール鉱山業が必要とする用材を十分確保せんとする君主の意向——これはこれで、〈森林と水流はすべて君主の所有に帰するものなり („das wald und pach alle der herschaft sein“)〉とどうレガリアの主張に根拠をおいていた——が働いていた。森林行政の積極性の点では、近世日本の状況(前述)とは、いささかの相違があった。彼此のこの相違からいって、ティロール領邦政府による森林利用規制は、広く領邦森林利用史における一つの画期(ティロール森林行政の、他邦にたいする、少なからぬ先進性)をなしていたといえる。

註(承前)

(123) 以上については、コンラッド・タットマン(熊崎実訳)『日本人はどのように森をつくってきたのか』(Conrad Totman, *The Green Archipelago/Forestry in Preindustrial Japan*] 築地書館・一九九八)一一四頁下段、一一二頁下段、九四頁下段それぞれを参照。日本森林史研究におけるタットマンの問題関心については、同一九一頁上段を参照。

(124) Wopfner, Hermann, *Das Almendregal des Tiroler Landesfürsten*, Innsbruck 1906, 128 (Beilagen Nr.16): „Anfänglich sol bemelter Fuchsmag misambt unsern walDMAistern, ainem aus unsern amblewten zu Hall und ainem geswornen unners perckwerchs Swats auf unsern costen iärlichen im lenngs allennthalben in unner wald und höltzer des Unndern und Oberrn Yntals zusambt dem Wypptal in alle oblat reyten und da in beywesen aines yeden richters derselben und die nachfolgend ordnung den gerichtslawten derselben

oblat furhalten, damit sy sich darnach haben zu richten und der wissend nachzukhumen.“ 服部良久『アルプスの農民紛争 中・近世の地域公共性と国家』(二〇〇九・京都大学学術出版会) 二二六頁所掲の一五〇二年訓令邦訳を参照。

- (23) Trubrig, Julius, Eine Holzbeschau in den landesfürstlichen Wäldern des Ober-Innthaales im Jahre 1459, in: Österreichische Vierteljahresschrift für Forstwesen (= OeVF), Neue Folge (N.F.) 14, Jahrg. 1896, 351-358 (報告書トムス)。cf. Palme, Rudolf, Rechts-, Wirtschafts- und Sozialgeschichte der inneralpinen Salzwirke bis zu deren Monopolisierung, Frankfurt am Main-Bern 1983, 239 (Anm.849) ; Hasel, Karl, Forstgeschichte: Ein Grundriss für Studium und Praxis, Hamburg/ Berlin 1985, 215 („Holzbeschau [von 1459]“). カール・ハセル (山縣光昌記) 『森が語るドイツの歴史』(築地書館・一九九六) 一四二頁上段(「成熟した木と老木を区分」)。
- (24) Trubrig, Julius, Heinrich Wuest, „gemeiner Waldmeister“ zu Hall in Tirol 1511-1520, in: OeVF N.F.11, Jahrg. 1893, 60 (Anhang II).
- (25) Wopfner (前注24) 148-150 (Beilagen Nr.23). 邦訳は「ついでに」服部良久(前注24) 二二七—二二八頁参照。
- (26) Wopfner (前注24) 152-156 (Beilagen Nr.25).
- (27) cf. Trubrig (前注23) 44-46. cf. Wopfner, Hermann, Die Lage Tirols zu Ausgang des Mittelalters und die Ursachen des Bauernkrieges, Berlin/Leipzig 1908, 109 (Anm.3).
- (28) K. K. Staatsarchiv Innsbruck Handschrift nr. 3680 (Gmain Waldpuech) Holzbereitung anno 1504 Steinacher gericht 60v-61r. なお参考として、本筆写本の構成は「ついでに」をなれておらず、この筆写本は「先ず „Holzordnung anno 1492“ (2r-3r) 及び „Innstruction der gemainen Wald vnnnd Hölzzer“ (5r-6r) に続く一五〇二年森林令 (6v-

- 11v) を含む。その後は途中白葉を挟みつつ、右記一五〇四年 (25r-71r) から一五〇五年 (73r-132r) 一五〇六年 (137r-185r) 一五〇七年 (193r-240r) 各年の森林巡視 („Holzberetung“) にて巡視結果の報告記録を収める。
- (130) Wopfner (前注128) 76 Anm. 1. なおサキマンナーは本一節のごとく典拠をCod. 545 (Waldbereitung 1504) f. 60 f. と挙げつつだが、J.J.K. K. Staatsarchiv Innsbruck Handschrift, nr. 545は森林問題とは全く別の内容のものであり、正しくは、右注(130)の通り Handschrift nr. 3680, 60v-61r である。本筆写本を探し出すについては、文書館員 シゴトハラ・フマーレンホッフ (Tiroler Landesarchiv Innsbruck, Archivarin Michaela Fahlenbock) 氏の助力を蒙り、二〇一二年九月十八日—十九日。追記。J.J.の場を借りて、同氏に謝意を表すものでもある。[追記]。
- (131) 本文(ロ)(ハ)の森林巡視のごときは、拙稿「ティロール森林令雑考——領邦立法史研究覚書——」『熊本法学』二十七年(一九七八)二三頁(注126)「一五一一—一四一四年」で詳しく簡単に触れたことがあった。
- (132) Trubrig (前注129) 346 („im Jahre 1459“).
- (133) Palme (前注129) 91 (Anm. 259—264).
- (134) Wopfner (前注128) 149. „Sole inen so gar verpoten sein, das sy gar kain holtz nit verkauffen sollten, so möchten sy, nach dem sy der ende dem saltzberg, phannhaus, den perckhwerchn zu weit gesessen wärn, nicht gelt haben, das sy die zymns, vogtey, steuern und raisen darvon ausrichten und thun möchten, sonderlich das sy nicht hetten, darumben sy prot und anddere notturfn kauffen möchn, der ende nit mer hausen und muessten also armuet haben von irn erblichen guetern ziehen und die verlassen……“
- (135) Wopfner (前注128) 155. „•••haben sy sich unterstanden an waldmaisters und der umbreuter wissen und willen zu verchaulfen wider die instructioenn ordnung und bevelch und sy befragt, warumb sy sölichs getan

haben. /Darauf sy durch yeren richter anzeigt und sagen lassen, sy vermain, das sy damit nicht verhandelt haben und verhoffen, das kainer straff darumb schuldig sein, wo sy aber unrecht darin getan hieten, geben sy sich in gnad.“

(136) なお、木材売買をめぐる農民の考え（「売却のための伐採にも執心」）について、服部良久（前注124）一二三（注34）——一二四頁を参照されたい。

(137) Trubrig (前注125) 351 (Fol. 29.).

(138) cf. Palme (前注125) 69 (Anm. 42), 71 (Anm. 66).

(139) Trubrig (前注125) 348 (注★). cf. Wopfner (前注124) 75 (Anm. 2).

(140) cf. Riedmann, Josef, Geschichte Tirols (Geschichte der österreichischen Bundesländer, hg. Johann Rainer), Wien 1882, 79 („seit 1487“); Fontana, Josef u. a., Geschichte des Landes Tirol, Bd. I, 2. Aufl., Bozen 1990, 537 (Anm. 748), 543 (Anm. 759) [Josef Riedmann], Bd. II, Bozen 1986, 19 („Bereits im Jahre 1488 gab Ulrich Fugger“) [Rudolf Palme].

(141) Hasel (前注125) 215 („Holzbeschau [von 1459]“). ノーゼル (前注125) 一四二頁上段。

(142) Hasel (前注125) 165, 167. ノーゼル (前注125) 八五頁下段、八八頁下段参照。

(143) Blickle, Peter, Wem gehörte der Wald? Konflikte zwischen Bauern und Obrigkeiten um Nutzungs- und Eigentumsansprüche, in: Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte, 45, 1986, 169 (Anm. 17).

(144) 北村次一『初期資本主義の基本構造』（ミネルヴァ書房・一九六二）二二頁（注4）。

(145) わが国十八世紀初葉（一七一九年）、ある村が定立した山林規則によれば、禁伐の立木を伐採した者は罰金（一両）に処

せられ、これは、村と、違反伐採者を捕らえた者とのあいだで、折半された。罰金(銅貨一貫一〇文)は、禁伐者を告発しなかった者にも科せられた。タットマン(前注123)一七三頁下段。

(146) 久保英之『アジアの森と村人の権利 ネパール・タイ・フィリピンの森を守る活動』(現代書館・二〇〇三) 一二七頁。

(147) Trubrig(前注126) 60 (Anhang II.): „Den Pfaffenhofnern ist die Instruktion verlesen vnd der rüegere zugesprochen Petr lang vnd oswald posch ist gerüegelt vnd funden durch lünderer auch durch Zubertl mitsamnt den nachpawrn wie hernach volgt.“

(148) 佐藤孝之「上州山中領における御巢鷹山と山林政策の変遷(上)」『徳川林政史研究所 研究紀要』四二(二〇〇八) 八五頁下段—八六頁参照。

(149) Wopfler(前注124) 127 (Beilagen Nr. 15): „Ob aber ainicherley verhandlung daryn beschehe, sol vor dem Stain in unsemr phanhaus gerechtvertigt werden, als ferr sich der oder dieselben mit irem phleger mit guetlich vertragen.“

(150) この慣習上の権利については、次の発言を参照。ジャック・ウエストビー(熊崎実訳)『森と人間の歴史』(Westoby, Jack: Introduction to World Forestry/People and their Trees・築地書館・一九九〇) 六五頁(「ヨーロッパ同様イングラントでも、森林についての慣行的な権利はつねにきわめて重要な意味をもっている。歴史を通覧すると、それが農民の反抗や闘争の理由の一つになっていたり、時には引金にも」なる)。

(151) この点について、研究の一例に、伊藤栄『ドイツ・スイス及びオーストリアに於ける共同地入会の史的研究』(林野庁・一九六〇) 一三七・一五三頁参照。関連して「森役人」の職務について同著一二一・一二三頁を参照。

(152) Hübner, Rudolf, Gründung des deutschen Privatrechts, 5. Aufl., Leipzig 1930 (Ndr. 1969) 290.

- (153) この点について、タットマン（前注123）一〇四頁下段の次の発言を参照されたい。「山林の管理というのは、土地の所有というよりも利用権の定義と適用にかかわっていた。土地を「所有する」者は誰もいない。江戸時代の日本には所有の概念が存在しなかった」と。
- (154) 久保英之（前注146）一八五—一八六頁。
- (155) この点についても、タットマン（前注123）一〇四頁上段の次の発言が参照できよう。「森林規制というのは、じかにぶつかりあう要求を何とか調整しようとする局的な努力の産物である」と。
- (156) Wopfner（前注124）150（Beilagen Nr. 23）: „Sy [nachperschafeten] wolten auch dem waldmaister ierlichen in gemainer holtzbereitung, wie sich gepurt, unnder inen rueger zu setzen, gestatten.“
- (157) Wopfner（前注124）153f.（Beilagen Nr. 25）: „••künen wier nit finden, das sy solich wald und und [] holtzer nach yeren willen zu verfhaken noch zu verchaffen gewalt haben auss der ursach, das wald und pach alle der herschaft sein, so sy kain verwilligung von der herschaft haben, dann alain inhalt yers darlegens zu hawssnoturft, wan solten sy frey darmit sein, so mochten sy solich holtz an waldmaister umbreuten an derselben wissen altzeit slachen auch der rueger und darzu auss der andern walden, •••“
- (158) Wopfner（前注124）36 mit Anm. 4. また、服部良久（前注124）二二二頁（一般的な「共有地高権」から自立した「森林高権」）参照。後代一五四八年の森林令における同命題の登場について、渡邊裕一「中近世アウクスブルクの木材供給——都市の森林所有とレヒ川の木材流送」『西洋史学』二四一（二〇一一）十一頁（注55）参照。
- (159) Wopfner（前注124）128（Beilagen Nr. 16）: „Anfäncklichen sol bemelter Fuchsmag••da in beywesen aimes yeden richters derselben und die nachfolgend ordnung den gerichtslawten derselben oblat furhalten.“

(69) 前注 (38): „[60r] Der zollner an stat der nachpawrschaft sagt die ordnung willgklich zu geleben, aber ain artickl darein begriffen der straff halben sey in etwas zu schwer, und wider ir ehafft und altherkommen・・・”

(60) 前注 (33): „[60v] Auf solchs ist an sich sy begert die verdig puess nemlich x gulden, dieweil die angelobt sey zu geben, zu bezalen, wann die sey nach gnaden bestimbt, und wo der ordnung oder irem ehafft nach darin gesehen, so were solch puess vil mer, und sey solch ordnung gnediglicher, dann ir ehafft, deshalben die ordnung irer ehafft nicht wider, und sey furgenomen aus vil ursachen, und sunderlich, daz vil [61r] iar her gesehen ist, daz sy irer ehafft nach niemanden nicht straffen und ainer dem andern zu neyd und hass geschlagen haben.”

(161) 拙稿「森林犯罪告発人制度管見——領邦国家と農村共同体——(一)」『熊本法学』一二六号(二〇一七)一〇頁注(53) 関係本文参照。

(162) 拙稿「森林犯罪告発人制度管見——領邦国家と農村共同体——(二)」『熊本法学』二十九号(一九八〇)九〇—九二頁 (注50～57)を参照。

(163) 『新訂 徒然草』(西尾実／安良岡康校注・一九八五・岩波文庫)三四八—三四九頁。

(164) 佐藤孝之(前注148)八五頁下段。

(165) 服部良久(前注124)六七頁。

(166) 服部良久(前注124)七一頁(注11)、七二頁(注12)の関係本文を参照。なお、関連しゼルドナーと坑夫について、拙稿(前注161)五二頁(注117)関係本文以下を参照。領邦政府による、鉱山労働者定住政策についてはWopfner(前注120)151 (Anm. 4)を参照。

(167) タットマン (前注13) 一七四頁上段。

(168) 藤代幸一／田中道夫訳『ハンス・ザックス謝肉祭劇全集』(高科書店・一九九四)九一四頁下段。Geiger, Eugen (Hg.), Hans Sachs Meistergesänge Fastnachtsspiele Schwänke, Reclam, Stuttgart 1981, 64. „Wer des faczwercks also gewonet, /Wirt feintselig pey idermon, /Nembt auch vil auf neschlein daran, /Let auch auf sich vil neid vnd has, Das schweigen im peköm vil pas.“

(169) 例えば、同時代二五〇七年ハンブルク司教領国刑事裁判令の第一五三条(「悪意にてラントを離脱する者らにたいする刑罰(„Straff derihenen, so bosslich aussdretten“)にらう「思ひ上がった者らが人びとを法に違背しつ脅し(„mutwillig person die lewt wider recht betrohen,・・・“)にたを参照。詳しくは、拙稿「ラント・ツァンゲンガ(Landzwingen) — とはなにか——ドイツ刑事法史の一断面——」『熊本法学』一二二号(二〇一一)三八〇頁(注44)を参照された。

(170) 藤代幸一／田中道夫訳(前注168)一九四—九五頁。Goetze, Edmund (Hg.), Dreizehn Fastnachtsspiele aus den Jahren 1539-1550 von Hans Sachs, 2. Aufl., besorgt v. Ruth Schmidt-Wiegand, Halle (Saale) 1957, 88-90.

(171) 藤代幸一／田中道夫訳『ハンス・ザックス 謝肉祭劇集』(南江堂・一九七九)一四九頁上段。同訳(前注168)一二七頁上段。Arnold, Bernhard, Hans Sachs' Werke, 2 (Deutsche National-Literaturhistorisch-kritische Ausgabe, hg. v. Joseph Kürschner Bd. 21), Tokyo 1973, 439.

(172) Die tirolischen Weisthümer (= T. W.) 1 (Hg. v. Ignaz v. Zingerle/K. Theodor von Inama-Sternegg/Unterinnthal), Wien 1875, p. 283, Zl. 32-37: „Auch haben wir die recht, das alle jahr längs- und hörbstzeit ihr zween, so wir dartzue verordnen, in den panwalt gehen und das holz, wie das umgeschlagen, ob das recht oder unrecht, beschauen und besichtigen, und ob mangl und schäden, durch ain oder mehr

beschöchen, befunden und erfahren wurde, das der oder dieselben den richter und uns nachhern völlig sein soll per fünf pfunt perner.“

(173) 拙稿(前注162)六九頁(注56)。

(174) 拙稿(前注162)六九頁(注56～59)。

(175) 拙稿(前注162)六八頁(「ラント裁判制共同体」)、六九頁(「ラント裁判民団体」)。また出村伸「領邦防衛体制形成過程における領邦君主と等族——ティロールの「一五一一年ラントリベル」を手掛かりに——」『西洋史研究 新編』二二(一九九二)三七頁(「農村裁判区共同体」)を参照。

(176) T. W. I (前注162), p. 283, Zl. 1-6: „So mögen wir ain panholz zu den pann lögen zu aller unser notturft än ains ieden richters urlaubs und wider ausslassen nach unsern gefallen und ainigwerden, vorbehalten, ob iemant darinnen schlieg än unser aller wissen, und wird dardurch pannvöllig, da soll der richter von ieden stamm zu peen und straf nemben fünf pfunt perner gelts.“

(177) cf. Wopfner (前注164) 84 („ihr eigenes Interesse“), 85 („gegen ein einseitiges Vorgehen des Forstamtes“).

またこの点については 服部良久(前注164)二二四頁(注37)を参照。

(178) Siegel, Heinrich, Das pflichtmäßige Rügen auf den Jahrdingen und sein Verfahren. Ein Beitrag zur Geschichte der Rechtsverfolgung in deutschen Landen (Sitzungsberichte der kais. Akademie der Wissenschaften in Wien, Phil.-Hist. Klasse Bd. 125), Wien 1891, 11 („lag die Gefahr nahe,“).

(179) Bader, Karl Siegfried, Der schwäbische Untergang. Studien zum Grenzrecht und Grenzprozess im Mittelalter, Freiburg im Breisgau 1933, 63 (Anm. 68).

二頁を参照。そしてその後の日本の林業政策は「森林経営の確立」(川瀬善太郎)の観点から進められていった。これは、筒井迪夫『日本林政史研究序説』(東京大学出版会・一九七八)「はしがき」の次の発言に繋がっている。「木材だけがあって住民はなかった。むしろ官林の管理・経営基礎を確保するため容赦なく従来の住民慣行を切り捨ててさえた」と。なお、入会慣行の排除にたいし明治初期(一八七九「明治十二年」一八八三年)すでに、農民の反抗・騒擾があった事例は、西川静一『森林文化の社会学』(ミネルヴァ書房・二〇〇八)一一七―一八頁参照。

(186) 前田正治「領主法上の刑罰権と村制裁権との関係」法制史学会編『刑罰と国家権力』(創文社・一九六〇)一一三頁。

(187) 前田正治(前注186)一一二頁。

(188) 前田正治(前注184)「法と村落共同体」二二二頁(「山盗・畑盗については、捜査・逮捕・現証等に関して到底手がおよび難い」)を参照。

(189) 潮見俊隆『森林犯罪の法社会学的研究——歴史過程の分析——』(林野庁・一九五七)三一頁。

(190) 潮見俊隆(前注189)三〇―三一頁。

(191) 潮見俊隆(前注189)七三―七四頁。

(192) 筭義孝『森林法に就て(主として森林犯罪に関し)』(司法研究第十八編「報告書集五」・一九三四)一五三頁(「山林に對する觀念が海河の夫れと同様天恵の共有物と云ふ様な考が伝統的に働いて居る」)を参照。

(193) 潮見俊隆(前注189)三一頁。なお中尾英俊「村落の法秩序と国家法」『法経論集(佐賀大学)』五の二(一九五八)九七頁(注2)を参照(「盗伐それ自身必ずしも反倫理的行為と考えられていない」)。

(194) 河合幹雄『安全神話のパラドックス 治安の法社会学』(岩波書店・二〇〇四)一五〇頁。

(195) 平沢清人『近世入会慣行の成立と展開——信州下伊那地方を中心にして——』(御茶の水書房・一九六七)二七七頁。ま

た同著二七八頁（「大島部落だけ甘い汁をすうことに他部落も反対であり」）も参照。

(196) 平沢清人（前注195）二八一、二七九頁。

(197) タットマン（前注123）一〇七頁下段—一〇八頁上段。

(198) なお、多少関連するが、タットマン（前注123）一七四頁下段の、村民間の「相互不信」を指摘する次の発言は必ずしも明快ではなく、かつ抽象的である。いささか長くなるが引くと——「村の各戸で山林を分割する（割山の取り決めが多様なのは、こうした分割がイエの重要な関心事に直接の影響がおよぶからである。山林の利益権は村の生活にとって決定的なものであった。山林の紛争を解決しようとする努力は、村びとのあいだに相互不信を生み出したであろう。そのため効果的な山割りがおこなわれる前に、外部からの介入を必要とするほどであった。」右にいう「努力」が、なぜ「相互不信」を生むのであろうか。

(199) 潮見俊隆（前注189）七四頁。他の具体例については、同二二頁以下に詳しい。

四

一 以上本稿は、前節二、および三において、十六世紀初葉ティロールにおける、森林犯罪告発人の選出、任命を中心問題に、森林利用をめぐる、農村共同体と領邦国家（農民団体と領邦政府）——言い換えれば、「仲間警察（ポリツァイ）」と「領邦警察（ポリツァイ）」——とのそれぞれのありよう、および両者の関係のありようを探ってきた。

一五〇二年森林令の立法によってイン河およびヴィップ溪谷河畔の共同地森林に設置が義務づけられた森林犯罪告発人は、共同地森林森林官と共に、領邦森林行政の下部機構に属した。同告発人は、(a) 先ずは農民団体によって選出、任命され(二)、農民団体によって選出、任命されぬときは(b) ラント裁判官(事情によっては、巡視の森林官)による選出、任命が命じられた(三)。もちろん、たとえ農民団体によって選出された者であろうとも、森林法令を受けてなされた選出であつてみれば、このようにして選出された者は、究極的には、(お上)の意思にかかる告発人と位置づけられる。告発人は、領邦森林令上の一制度となるべきものであつた。

前者の、農民団体による告発人の選出、任命に働いていた観念は、(自家の必要)(自給用に必要なときに必要な分だけ木材を伐採するなど森林資源を利用しうること)である。しかも、これ自体、農民団体仲間の(損害の衡平分配)の思考を背景にしていた。そうした観念のもとで自家の必要を充足するために、森林犯罪にたいしては、告発人の(また伝来の「野番」の)告発を通して備えがなされたのである(二)。後者の、ラント裁判官(事情によつては、巡視の森林官)による告発人の選出、任命に働いていた観念は、ハル製塩業およびシュワーツ鉱山業を中心としたティロール各地の鉱山業に必要な用材を確保せんとする領邦君主の(財政上の必要)であつた(三)。

以上は、農村共同体と領邦国家(「仲間警察「ポリツァイ」」と「領邦警察「ポリツァイ」」)とのそれぞれのありようであり、そのさい、前節(三)末尾において指摘したように、領邦君主側の積極的な森林行政のありようが確認できた。

二 しかし、もちろん、ここで注意を喚起したいのは、二つのポリツァイにおける関係のありかたである。これを、ここでは、それらのあいだの(連繋性)という言葉で示したい。これは、二点において認められる。

第一に(a)、告発人の選出における連繋性である。領邦君主側は、農民団体内において、領邦君主側からみて

隣人的顧慮・感情的応対——「嫉みと憎しみ („neid und hass“)——の起りうるおそれがあるのを十分心得つつも、農民団体じしんによる告発人の選出と彼の活動とに期待を寄せる。この期待の背後にあるのは、農民団側で伝統的におこなわれてきた、野番・森役人による告発活動を十分評価しようとする、君主側の姿勢であろう。と共に、そこには、告発人の選出を、一挙に君主側の仕事としてしまうことをせぬ慎重さがみとれる。しかし、他方で、君主は、ラント裁判官による告発人選出という一線は確保しておこうとした。かつ、裁判官と農民団体とのあいだにおける利害の一致といった事情、あるいは、実務上の事情によつては、告発人の選出・決定にさいし、森林巡視の森林官を投入する。

第二に (b)、〈必要〉観念における連繋性である。森林利用における〈自家の必要〉(貨幣収入のために、すなわち生活資金・納税資金をえるためにおこなう伐採木の売却を含む)という農民団側側の関心と、領邦君主の森林行政にみられる〈財政上の必要〉とは、森林利用と利用規制とのうえで、別れ難く働いていた。森林利用をめぐるこれら〈自家の必要〉と〈財政上の必要〉との両観念は、もちろん、ある具体的な森林行政(ポリツァイ)の実行のさいには、相互に組み合わせられ絡み合わされて働いていた。この点を十分解明するのはなかなか難しいものの、森林巡視委員(森林官)の報告書から、その一端を窺い知ることができた。それによれば、領邦君主は、領邦財政上の必要に由来する森林の確保に努めつつ、〈自家の必要〉(自給用)に基づく森林利用については、農民団体の言い分を認めんとしていた、といえる。

ここで、二点について、いささか考えたい。一つ (イ) は、森林利用の規制のありようは、農民団側によるのと、領邦君主側によるのでは、それほど異ならない。むしろ一致するところがあることである。¹⁾ 規制の対象になっているのは、同じく、森林であった。一方による利用規制の方法は、他方によって容認できる場合が少なくなかる

う。〈必要〉という観点からの規制方法もその一つであり、〈禁制林〉を設けるといふやりかたもその一つである。伐採が許される森林の〈割当〉(〈指定〉)も、生計の維持と、森林の保護とを両立させようとする点で、双方で折り合えるものとなろう。

もう一つ(口)は、森林利用の始原的ありようと、〈自家の必要〉性ととのあいだの関係問題である。ごく一例で示そう。下部イン河流域のミルス、バウムキルヘンなどへの巡視委員の報告書(二五一年—一五一年)や、インズブルック西方、上部イン河流域のゲッツェンス、ビルギッツなどに関わる巡視委員の報告書(二五一年—二五二年)に繰り返し、またくどく述べられていた以下の「とき言葉 „zu haushöblichen notturften“; „zu irer haushaben notturft“; „zu seinis haushabens notturft“; „zu haushöblichem geprauch“; „zu yer hawss notturft“; „zu hawssnotturft“ (農民の自家の必要)あるは „von wegen der schmelzter beturften“ (熔鋳業者の必要)が示している、もしくは示さんとしているのは、なんであるか。それは、農民であれ熔鋳業者であれ〈必要〉性ということを示せば叫ばざるをえなかった、ということである。言い換えれば、このことは、森林利用の始原的ありようを示してはいない。そのわけは、始原的ありようは、〈必要〉性といったことをわざわざ断わるまでもなく森林の利用が可能であったことによる。〈必要〉ということを断わざるをえなかった、とみられるのは、いうまでもなく、森林利用史の変化とふかく関係する。もちろん、時代と共に文書がしたためられる様相が広く出てきたことよって、自家の〈必要〉性ということが、表面化した側面は認められるにせよ。ともあれ、森林利用史の変遷と繋がっているということは、これまた鉱工業時代における領邦国家の要請を体現していた〈財政上の必要〉問題と、無縁ではなかった。君主が、農民団体による、自家の必要という言い分、を認めんとしていたことも、結びつく問題である。

ところで、右で、くしくも、「熔鋳業者の必要」にふれた。農民団体は、彼ら農民の言い分が顧慮される一方で、ハル製塩業・シユワーツ鉱山業を中心としたティロール各地の鉱山業に従事する鉱山労働者を農民団体の中に受け入れるよう迫られていた——いうまでもなく、この背後にあるのは、君主の〈財政上の必要〉であった。

三 以上が本稿のさしあたってまとめるところであり、これに尽きるのである。ただ、以上とも関連するので、とりわけ〈森林令〉と〈森林規則〉（いわば、〈国の制度〉と〈村のルール〉）との関係のありようを考えるためにいくらか敷衍しておきたいことがある。このため、ここで、判告法を記載する二点の史料を取り上げたい。それは、インスブルック西方の上部イン河畔テルフス (Telfs) 村と、同南方のインツィング (Inzing) 村 (イン河支流の Stubaiatal 河畔) の各農民団体 („gemain und nachperschaft“; „Gemainer nachperschaft“) の判告法文書である。なお、一五一五年前上部イン河流域、これら両村を含め他にゲッツェンス、ビルギッツ、アクザムス、フラウルリング、プアツフェンフォーフェン、リーツ、ジルツの諸村について森林巡視が実施され、報告書がしたためられたことは、度々述べた通りである。

(i) 右のうちテルフス村については、一六一一年に記録された判告法がある。法の記録は、テルフス村農民団体から委託を受けた委員会 („ausschuss“) が作業にあたった。草案が委員会で協議され、成案ができた。その場には、次の三人が列席していた。村の司祭 („parthern“)、ヘルテンベルク・ラント裁判区長官 („pflieger“)——彼は名をアブラハム・オッテンターラーと言ひ、当時レーオポルト大公の宮廷書記官 („hofsecretarien“) に就いていた——、および当裁判区の書記 („gerichtschreiber“) である。このとき記録された当村の法は „ehenfts-ordnung“ と呼ばれた。村の裁判集會会で定められる伝統的法 (判告法) の記録である。と同時に、「村規則」の新たな定立を意味していた。

「§ „ehelichs-ordnung“に森林犯罪告発人が姿を見せる(第四条)⁽⁵⁾。これは「正規の森林犯罪告発人 („ordinarits riegern“)と呼ばれた。この他に、テルフス村農民団体は村の経費で、もう一人の「特別の監視人 („ainen sonderbahren aufseher“)を置き、この者に森林濫伐を見張らせた。本監視人は、森林犯罪を、森林官ではなく村役人に告発することを義務づけられた。

ところで、「正規の森林犯罪告発人」によって告発された「森林犯罪者 („ibertreter“)については、こう述べられている。彼にたいしては、「その違法行為のゆえに、訓令と森林令 („instruction und waldordnung“)を通じて、また農民団体の満たすべき必要 („nachperlichen obligenden notdurft“)に基づき、かつ古き慣習 („alten herkommen“)にしたがい処罰なされるべし。」⁽⁶⁾には、森林犯罪にたいし用いられるものとして四つあがっている。(a) 森林令、(b) 森林官宛て訓令、(c) 判告法(「古き慣習」)、(d) 農民団体の時々における「必要」である。少なくとも森林犯罪については、判告法と並んで森林令および訓令がテルフス村の法として用いられ、そのうえさらに「必要」が〈法〉となっていた。これは、いかなることを指すのか。それは、こうではないか。なにが森林犯罪にあたるのか、森林犯罪にたいしてはどんな刑罰がふさわしいのか、の決定は、判告法・森林令・訓令による他に時々の「必要」に基づいていた、と。「必要」の観念を提起することで、農民団体は、判告法・森林令・訓令間に生じる、あるいは生じかねぬ、いわゆる法の空隙(空白と抵触)を臨機応変に埋めようとしたのではないか。ここでは「必要」ということはそれ自体ひとつの〈法〉であった。例えば、村民が伐採を許される木材量をめぐって判告法と森林令とのあいだで相違があるときには、そこに「必要」の観念が働いた。自家用の必要といって、村民個々の生活状況・経済事情によって異なるはずであり、その時々「必要」が考慮に入れられるべきである。そこで、かりに許される量を超えて伐採がおこなわれたとしても当該行為は必ずしも一律に森林犯罪と位置づ

けられることはない、ということになるのである。じつさいに当該行為が森林犯罪にあたるかどうかの判断は、村民がおこなう。しかも、〈必要〉の観念は、本論で述べてきたように、森林利用の規制において、農民団体から、また〈お上〉からも、長きにわたり提出されていたものであった。

(ii) 次にインツィンク村については、同村の判告法文書は同じころ一六一六年、農民団体から作業を委ねられた小委員会によって記録された。ここでも、おそらくテルフス村におけると同様の状況が見いだされよう。このとき文書に書き上げられた法 (*im schrift verfasste ehehatt*) は、六月十八日に村の舞踊広場で開催された村民集会において朗読にふされた。このさい、司直によって農民団体は、次のように問われた。「農民団体は、この読み上げられた法を遵守するやいなや」と。農民ひとり一人は「司直に向かって口と手(ぶり)とでもって」遵守の誓約をおこなった。これによって、右の成文の法は効力を獲得した。しかも、その冒頭箇条は、森林の伐採に関するもの。ここには、禁制林および喬木林の伐採が一般に禁じられ、かつ次のことが定められた。(1) 森林司直によって割り当てられた森林区画においてのみ伐採は許されること、(2) 伐採を許された木材量を、しかし森林司直および森林犯罪告発人の同意・許可なしに超過し伐採した者は「森林令の箇条が述べるところに従って (*inhalt des artigs der waldordnung*)」捕らえられ裁判手続きにふされること、(3) 森林犯罪告発人は森林犯罪者を告発、申告すべく、つねに精励勤務すること、これに違反するときは宣誓違反に問われること、等である。ここには、インツィンク村の法としてただひとつ「森林令」があげられていた。ただ、このことは、森林犯罪があつたと判断された後で犯罪者をどのように処遇するのかは、森林令による、という意味なのである。伐採を許される量を超えていたかどうかの判定については、また当該超過行為が森林司直および森林犯罪告発人の同意・許可なくおこなわれたかどうかの判定については、森林令のみに基づくのかどうかは、分明ではない。しかし、この判定にさいしては、

判告法が、森林令と少なくとも並んで、視野に入っているとおもわれる。

(iii) 以上、テルフス村、インツィンク村の法をみてみるに、森林犯罪の問題については、インツィンク村では明示的には、森林令のみが挙げられていた。この点はテルフス村における場合とは違っている。しかし、両村いずれであれ、「森林令」が少なくとも森林犯罪については、村の法として確かな位置を占めている。他方で、テルフス村、インツィンク村の法(「村法」)を全体としてみると、どのようなことになるであろうか。両村の法は、それぞれ、法の起草委員会たる地位を与えられた村の小委員会において協議され決定を受けたうえで、文書にしたためられ成立した。それぞれの村の法は“*ehenhafis-ordnung*”(テルフス村)とか“*in schrift verfasste ehenhafit*”(インツィンク村)とかと呼ばれた。このような表現法からうかがい知ることができるのは、次のことである。このように、法の記載がおこなわれるときには、個々の規定中には、内容のうえで森林令など領邦君主の法令にあつたものがしだいに収められていく。この意味でも、ヴァイステューマー(Weistümer)なる法形成は、それぞれの農村、村落において複相的形態を取つて進められていった点に、注意しなければならない。しかし他方で、この複相的形態を取つた法は村民らにとっては、それはそれで全体として、各々の村におこなわれるべきものとして把握されていたことは、看過してはならない。

なおイン河畔シユタムズ(Stams)においては、一五三八年にラント裁判官らの在席のもとで森林規則(“*ain holzordnung*”)が作成された。そのころが、シユタムズの判告法(“*alte ehafit und bautahigung von Stams*”)に追加された。しかも、本規則の一箇条には、裁判集会の場において、ラント裁判区の各分区から(“*von jeden negat*”)告発人が選出、決定されるべきこと、かつ裁判官がこれを確認することが定められた。⁸⁾この箇条の内容はまさに、一五〇二年森林法令の冒頭箇条が述べていたものであったのである。このように、君主の法令箇条が加

え入れられていく。他方で、にもかかわらず、記録にふされた法令法は、法令法が追加される以前の判告法と共にシユタムズ村の村民にとって依然「村の法」として意識に上っていた。言い換えれば、広い意味で村の「判告法」としてみなされていた、ということに注目したい。このことは、既述テルフス、インツィンク両村の村民にとっても同様であった。

四 最後に、以上のテルフス村、インツィンク村の事例を森林規則と森林令との関係問題に関わらせつつ、まためたい。『上オーストリア・ヴァイステューマー』（全四巻「二九三九—一九六〇年」）の編纂委員の一人であったヘルムート・ファイゲルは、本判告法集を組上に載せ、上オーストリアの裁判制度と裁判実務を考察する中で以下のように述べたことがあった。当ラントでは、十四、十五世紀には年間数回（例えば三回）開かれていた裁判集会（Taidinge）が十六世紀以降は年一回の開催となり、あるいは二年、三年毎に一回となり、開かれる数が少なくなった。あるいは、不定期にしか開催されなくなった。このことは、ある意味で裁判領主（彼は裁判集会で裁判長を勤める）の恩恵行為を意味していた。つまり、裁判集会に出席すべき義務ある者（市民と臣民）には負担が減少されることになる。ましてや、集会そのものが廃止される（これは個々には、すでに十六、十七世紀に起きた）ことにもなれば、大いに歓迎されたところであった。ただ他方で、裁判領主——もちろん、全部が全部ではないが——の考えには、多少異なるところがあった。というわけは、「裁判集会は、臣民に、領邦君主が発する許可とか、裁判領主が布告する法とかを知らしめるのに、そしてそれらの内容に解説を施すのに、良い機会を提供した。また、市民や農民がしかるべき手順を踏んで提起してきた苦情、請願に應對し、またそれらについて彼らと協議するうえでも、都合の良い場であった。」¹⁰

この点でいえば、本稿で取り上げた森林巡視の場は、まさしくこうした裁判集会として設けられていた。ここで

は、先ず森林令、森林官宛の訓令が朗読されるなどしてこれらの周知が図られる。その後で、あるいは森林犯罪の告発の件が報告、受理され、あるいは集會民の、森林利用関係の苦情・請願が聴取され、あるいは告訴が提起された。ただし、告発人に農民団体が選出する者が就くときは、彼は、「野番」に代わって、あるいは「野番」と共に、告発職務にあたった。この意味で、告発人は、公設の、〈お上〉の役職者であると同時に、これまでと同様、農民団体の森役人でもあることに、注意したい。ともあれ、ファイグルによれば、上オーストリアの裁判集會は、平素は相手の顔をみることにない〈お上〉が臣民と「接触する」機会となりえた。ために、裁判領主の中には、同集會を長期にわたって——個々の裁判領主においては、一八四八年に至るまで開催されることがあった——維持せんとした者がいたといふ。¹¹⁾

ただ、ここで注意したい。ファイグルは、十六世紀以降の裁判集會を、主として、〈お上〉の意思を伝達する場として捉えている。他方、前述インツィンク村の裁判集會は、村の小委員会が起草した法記載の記載案にたいし集會民が自己の意思を表明する。それは、村民意思——村の規則を立てるといふ——を伝える場であった。この意味で、裁判集會民にとって村の小委員会による法の記載は、あくまでも〈判告法〉を文書にあらわすということなのであった。たしかに裁判集會には、支配者の意思の伝達場たる側面はあった。しかし他方で、村の小委員会が起草した法の記載案にたいし、集會民がみずからの意思を表明するという、村民意思を伝える場であった。この意味で、裁判集會民にとって村の小委員会による法の記載は、判告法を記録化したものであった。記録化とは、法の明文化について語るフリードリヒ・アウグスト・フォン・ハイエクの言葉を借りれば、こう表現されよう。「確立された実践あるいは慣習を言葉によるルールの形で明示的に言明することは、その存在についての同意を取りつけることであって、新しいルールづくりをめざしているのではない」と。もちろん、「明文化の過程は意図的ではないけれ

ども、実際に新しいルールを生み出すこともある。」ただし、明文化されたルールは、明文化というこの行為によって「明文化されていないものに全面的に取って代わる」といったことは無い。¹²⁾〈立法〉ではない、〈法の記載〉とはもともとこのような性質を帯びていた。しかも、〈明文化されたルールは、明文化されていないものに全面的に取って代わることはない〉のは、〈判告法〉なる法形成そのものありようからも理解できる。というわけは、判告法とは周知のように、裁判集会においてある訴訟を契機に、なにが法であるか、との質問がなされ、これに回答が寄せられることで成った。つまり、質問が発せられたかぎりでのみ回答が寄せられた。問いが発せられることがなければ、回答はない。¹³⁾そして〈判告法〉という法形成にあつては、問いの組上に載らぬがゆえに答えが与えられぬままに放置された〈法〉が〈判告法〉の周辺に広がっていた。そうした法の数、法の領域は小さくなかった。これを要するに〈判告法〉は〈法〉の一部分にすぎなかった。

判告法の記録化問題に戻れば、判告法の記録化には一方で、君主の法令の記録が合わせてもくろまれた。しかし、この、記録にふされた君主の法令は、村民の判告法に違反するものではない、と村民じしんによって判断される。一五〇四年シュタイナツハにおける森林巡視のさいに委員が発した言葉——「(一五〇二年の)本森林法令は、彼ら(シュタイナツハ村民)の判告法に違背してはいない („die ordnung iher ehafft nicht wider“)——に倣って村民の意思を言葉であらわしてみようならば、〈森林令は、われらシュタイナツハ村の判告法に違背してはならない〉のである。これら、巡視委員側の発言であれ、村民側の発言であれ、じつはそれぞれ、「本森林法令は、彼らの判告法に違背してはいない(はずである)」ということなのであり、〈森林令は、われらシュタイナツハ村の判告法に違背してはならない(はずである)〉ということなのである。発言はいずれも、一個の〈主張〉として提出される。そしてこの主張はいわば〈かけひき〉としての言明の意味を帯び、森林利用の問題をめぐって、近世初期

時代しばらく続くことになる。

この点に多少関係するが、最近森林史研究に精力をつぎ込んでいるのは、渡邊裕一氏である。渡邊氏は、「近世ドイツの諸領邦で発展していく国家による森林管理体制を近代林業の先駆けとして高く評価する林業史の伝統ある見解」にふれ、こうした評価は「一面的にすぎる」と述べる¹⁵。一面的に「すぎる」かどうかはともあれ、ティロー領邦国家をとってみても、その森林行政が直線的には進まなかったという意味では、右記の評価はたしかに一面的であろう。他方、渡邊氏は、これまでの林業史研究、農村共同体研究のいずれもが「一方に農村共同体を、他方に領邦国家および領主を据え、そのどちらか一方の意義を評価するという点で同じ構造を有して」いるとみて、これ（言い換えれば「国家／農村共同体という二項対立図式」）には、「批判的な見直し」が必要とされる¹⁵。如上ティロー領邦森林令史をみてきたとき、たしかにこの「見直し」は必要である。ただ同氏はその一方で、「森林をめぐる『都市の論理』と『国家の論理』との相克については今後のより詳細な考察が必要」と指摘する¹⁶。こうした「相克」論はしかしそれが行き過ぎると、「二項対立図式」に陥りかねないであろう。農村共同体と領邦国家における森林行政（ポリツァイ）の展開は、ティロー領では、むしろ、しばらくのあいだ（一五〇二年森林令を挟んで前後二十五年ほど）は、いわば〈村のルール〉と〈国の制度〉とが〈折り合い〉をつける、あるいは〈おさまるところ〉をみつめる、といった方向をとって進行していったのではないか。しかし他方で、時代はこの間しだいに、急を告げてくる。いずれにせよ、詳細は、農民戦争期¹⁷と以後の時代の問題を含め、今後の考察に委ねざるをえない。

註

（一）この点についてタットマン（前節・注12）一〇三頁上段の次の指摘を参照。「支配者の森と被支配者の森は、その管理方

式において多様ではあったが、しばしば非常によく似た取り決めに服していた。多くの地域では体制側の規制と村々による規制が、近くにある両方のカテゴリの山林に適用されていた。」

(2) cf. Tille, Armin, Die bäuerliche Wirtschaftsverfassung des Vintschgaues vornehmlich in der zweiten Hälfte des Mittelalters, Innsbruck 1895, 89 („ohne Rücksicht auf ihren Bedarf“).

(3) 拙稿(前節・注16) 一〇頁注(18)(19) 関係本文以下を参照。また、さまざまなる要因(開拓植民、峠道開設、ベスト流 行「十四世紀」後の人口増加、など)による、森林伐採と森林減少について、松尾兎洋訳編『スイスとその林業』(社団法人 日本林業協会・一九六四)三〇頁(「ウリー州では、主にゴットハルト峠の附近では森林は多く伐採され少なくなつた」)以下を参照。さらに森林観の変遷——野生動物の聖域としての森観(インゲランド、ジョン・マンウッド「御獵林法論(一五九二年)の著者」)から、公共の利益を体现するものとしての森観(ヘルサイユ公園の管理者ムシュー・ル・ロア「十八世紀『百科全書』「森」の著者」)へ——について、ハリスン(前節・注18)一〇四、一五九、一六四頁などを参照。

(4) Die Tirolischen Weistümer (= T. W.), 2 (hg. v. Ignaz v. Zingerle/K. Theodor von Inama-Sternegg: Oberinntal), Wien 1877, p. 4, Zl. 21-33.

(5) T. W. 2 (前注4), p. 8, Zl. 10-39.

(6) T. W. 2 (前注4), p. 17, Zl. 15-28.

(7) cf. Karl S. Bader/Gerhard Dlicher, Deutsche Rechtsgeschichte. Land und Stadt-Bürger und Bauer im Alten Europa, Berlin/Heidelberg 1999, 165 (Anm. 56) und 165 („neben der bäuerlichen Bevölkerung auch die Herrschaft an der Entstehung und Festlegung“) [Bader].

(8) T. W. 2 (前注4), p. 62, Zl. 26-27: „Item es sollen jarlich von jeden riegat an der pautädning riegier

furgenommen und angezeigt werden, damit der richter dieselben bestätigen mug.“

(9) Oberösterreichische Weistümer 1 (1939), 2 (1956), 3 (1958), 4 (1960) (= Österreichische Weistümer 12, 13, 14, 15): Graz/Köln.

(10) Feigl, Helmuth, Rechtsentwicklung und Gerichtswesen Oberösterreichs im Spiegel der Weistümer.

Erläuterungen zur Edition der oberösterreichischen Weistümer (Archiv für österreichische Geschichte 130), Wien 1974, 113.

(11) Feigl (前注9) 114 (Anm. 24, 25).

(12) 矢島鈞次・水吉俊彦訳『ハイエク全集 I—8 法と立法と自由 [I]』(Hayek, Friedrich August von, Law,

Legislation and Liberty I: Rules and Order] 春秋社・二〇〇7) 一〇四—一〇五頁。

(13) Bader/Dilcher (前注7) 165 („nicht „gewiesen““) [Bader].

(14) 渡邊裕一(前節・注158) 一〇頁。

(15) 渡邊裕一「中近世ドイツ都市における森林政策——研究の動向とニュルンベルクの事例から——」『比較都市史研究』二
十七の一(二〇〇八)三二頁(注10)。

(16) 渡邊裕一(前節・注158) 十八頁。

(17) この時期農民のうったえの一例として、一五二五年南ティロール、東方、プスター渓谷(Pustertal)南支流河畔のゼク
ステン(Sexten)農民の事例が知られる。これによれば、同農民らは、ティロールという土地柄ゆえ大地の実入り乏しく
 („die Frucht des ertrichs selten geraten“) 生計を立てるには、木材の伐採とその売却に頼らざるをえぬ。それなのに、
 伐採・売却に及んだときは、領邦政府(一五二二年來、フェルディナント大公)によって高額の罰金を支払わせられる、

〔付記。本稿については前稿(一)から、今回統稿(二)(三・完)に至るまで、じつに三十二年の間が開いた。本来ならば前稿はそのままにし、新たに稿を起すほうがよかつたのかも知れない。ただ、この間、ティロール森林令をめぐる筆者の考察はさほど進んでおらず、研究史の新たな状況を踏まえ新稿を書きあげるだけの余裕がなかつた。そこで、すでに古く書きのこしていた草稿を中心に右記統稿としてまとめることにした。結果、とくに、引用した文献の年代に関して前稿と統稿とでずいぶんチグハグな体裁になった。諸氏のご海容を請うしだいである。今回こうして本稿全体をひとまず終わらせたものの、今後も問題は考え続けていかねばならない。最後に、このように不十分なものになったが、本稿を、この間冥界の人となられたカール・S・バーダー(Karl S. Bader [チューリヒ大学])先生とルードルフ・パルメ(Rudolf Palme [インスブルック大学])先生に捧げさせていただきたくおもう(二〇一二年八月二十一日)。¹³⁰〕